

広島市報

定期第1046号
平成29年7月31日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

規 則

- 広島市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則等の一部を改正する規則（第41号）..... 3
- 広島市消防団員被服等貸与規則の一部を改正する規則（第42号）.....10
- 広島市消防団員の服制に関する規則の一部を改正する規則（第43号）.....10

告 示

- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定.....11
- 介護保険法又は改正前の介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定.....11
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定.....11
- 介護保険法による指定事業者の指定.....11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開.....12
- 開発行為に関する工事の完了.....12
- 出納員の事務の一部委任及び委任の解除.....12
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定 2件.....13
- 地域包括支援センターの所在地の変更.....14
- 平成29年第2回広島市議会定例会の招集.....14
- 自転車等の所有権の取得.....14
- 開発行為に関する工事の完了.....14
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....14
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 2件.....14
- 公共下水道の供用開始.....15
- 公共下水道及び流域下水道の終末処理場の処理開始.....16

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任.....16
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出.....16
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定更新 2件.....17
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更.....18
- 出納員の事務の一部委任 2件.....18
- 路上駐車場の休止.....19
- 開発行為に関する工事の完了.....19
- 自転車等の所有権の取得.....20
- 改正前の介護保険法による指定介護療養型医療施設の辞退.....20
- 放置自転車等の撤去.....20
- 開発行為に関する工事の完了.....20
- 介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止.....20
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止.....20
- 広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱による指定事業者の廃止.....21
- 道路法による市道の路線の廃止.....21
- 道路法による市道の路線の認定.....21
- 道路の区域決定.....22
- 道路の供用開始.....23
- 放置自転車等の撤去（中区） 5件.....24
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....24
- 放置自転車等の撤去（中区） 2件.....24
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....24
- 放置自転車等の撤去（中区）.....24
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....25

○放置自転車等の撤去（中区） 4件.....	25	○建築基準法による一の敷地とみなすこと等 による制限の緩和の認定（西区）.....	31
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....	25	○放置自転車等の撤去（西区） 2件.....	31
○放置自転車等の撤去（中区）.....	25	○建築基準法による道路の位置の指定（西区）.....	31
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....	25	○放置自転車等の撤去（西区） 2件.....	31
○放置自転車等の撤去（中区） 3件.....	25	○建築基準法による道路の位置の指定（西区） 2件.....	31
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....	26	○放置自転車等の撤去（西区）.....	32
○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....	26	○路線名等を定める法定外公共物の指定（安 佐南区）.....	32
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....	26	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐 南区）.....	32
○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....	26	○都市公園法による都市公園の告示（安佐南 区）.....	32
○水難救護法による物件拾得の届け出（中区）.....	26	○都市公園の区域変更（安佐南区）.....	32
○都市公園法による都市公園の設置（中区）.....	27	○建築基準法に規定する道路の指定（安佐南 区）.....	33
○放置自転車の撤去（東区） 2件.....	27	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安 佐南区）.....	33
○道路の区域変更（東区）.....	27	○建築基準法による一つの敷地とみなすこと 等による一団地の認定（安佐南区）.....	33
○ライブヒルズ未来町内会の告示事項の変更 （東区）.....	27	○路線名等を定める法定外公共物の指定（安 佐南区）.....	33
○放置自転車の撤去（東区）.....	27	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐 南区）.....	33
○サンヒルズ中山町内会の告示事項の変更 （東区）.....	27	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安 佐南区）.....	33
○放置自転車の撤去（東区） 2件.....	27	○建築基準法による道路の位置の廃止（安佐 南区）.....	34
○道路の区域変更（東区）.....	28	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐 南区）.....	34
○道路の供用開始（東区）.....	28	○建築基準法による道路の位置の廃止（安佐 南区）.....	34
○放置自転車の撤去（東区）.....	28	○都市公園法による都市公園の告示（安佐南 区）.....	34
○道路の区域変更（南区）.....	28	○市街化区域内の里道及び水路の廃止（安佐 南区）.....	34
○道路の供用開始（南区）.....	28	○路線名等を定める法定外公共物の指定の変 更（安佐南区）.....	34
○放置自転車等の撤去（南区） 2件.....	29	○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃 止（安佐北区）.....	35
○道路の区域変更（南区）.....	29	○路線名等を定める法定外公共物の指定（安 佐北区）.....	35
○道路の供用開始（南区）.....	29	○路線名等を定める法定外公共物の指定の変 更（安佐北区）.....	35
○放置自転車等の撤去（南区）.....	29	○建築基準法による道路の位置の廃止（安佐 北区）.....	35
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）.....	29	○新宮自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....	35
○放置自転車等の撤去（南区）.....	29		
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）.....	30		
○放置自転車等の撤去（南区）.....	30		
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）.....	30		
○放置自転車等の撤去（南区） 3件.....	30		
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）.....	30		
○放置自転車等の撤去（南区） 2件.....	30		
○放置自転車等の撤去（西区） 3件.....	30		

- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）……………35
- 放置自転車等の撤去（安佐北区）……………35
- 瀬野川団地自治会の告示事項の変更（安芸区）……………36
- 神立自治会の告示事項の変更（安芸区）……………36
- 放置自転車等の撤去（安芸区）……………36
- 長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）……………36
- 放置自転車等の撤去（安芸区）……………36
- 長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）……………36
- 都市公園の区域変更（佐伯区）……………36
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）……………36
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……………37
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）……………37
- 建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）……………37
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）……………37
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……………37
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 3件……………37
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（佐伯区）……………38
- 路線名等を定める法定外公共物の指定（佐伯区）……………38
- 路線名等を定める法定外公共物の変更（佐伯区）……………38
- 道路の区域変更（佐伯区）……………38
- 道路の供用開始（佐伯区）……………38
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件……………38
- 路線名等を定める法定外公共物の指定（佐伯区）……………39

区 告 示

- 自動車臨時運行許可番号標の失効（南区）……………39
- 住民基本台帳法による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（安佐南区）……………39
- 住民基本台帳法による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（安佐南区）……………39
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令（安佐北区）……………41

選 管 告 示

- 平成29年6月1日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数……………41

区 選 管 告 示

- 広島市安佐南区選挙管理委員補充員の失職

- （安佐南区）……………42
- 教育委員会告示**
- 広島市教育委員会議（定例会）の開催……………42
- 監 査 公 表**
- 定期監査及び行政監査結果公表……………42
- 定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果公表……………43
- 定期監査及び行政監査結果公表……………44
- 定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果公表 2件……………44
- 定期監査及び行政監査並びに出資団体監査結果公表……………45
- 定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果公表……………45
- 定期監査及び行政監査結果公表 3件……………46
- 職員共済組合公告**
- 平成28年度決算の要旨……………47

規 則

広島市規則第41号

平成29年6月9日

広島市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則等の一部を改正する規則

（広島市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部改正）

第1条 広島市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則（平成27年広島市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条中「若しくは同条例第25条の同居」を削る。

（広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部改正）

第2条 広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年広島市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「次に掲げる」を「当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等（同法第6条の2第2項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。）又は医療費支給認定基準世帯員（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第22条第1項第2号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。）に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する」に改め、ア及びイを削り、同条第2号中「次に掲げる」を「当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は

医療費支給認定基準世帯員に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する」に改め、ア及びイを削り、同条第 3 号中「市町村民税」の右に「（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。以下同じ。）をいい、特別区が同法第 1 条第 2 項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）」を加え、同条第 4 号を削り、同条第 5 号中「当該児童の」を「その」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 6 号中「次に掲げる」を「当該申請に係る障害児の保護者に係る同法第 21 条の 5 の 1 2 第 1 項の高額障害児通所給付費、同法第 24 条の 6 第 1 項の高額障害児入所給付費又は同法第 24 条の 7 第 1 項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する」に改め、アからエまでを削り、同号を同条第 5 号とし、同条第 7 号中「次に」を「当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に」に改め、同号ア中「当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る」、 「第 21 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所給付費、同法第 21 条の 5 の 4 第 1 項の特例障害児通所給付費、同法」及び「、同法第 24 条の 2 第 1 項の障害児入所給付費」を削り、同号イ中「当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る」を削り、「情報（」の右に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法第 8 条第 2 6 項に規定する介護療養型医療施設に係る保険給付に係るもの及び」を加え、「又は第 14 条第 2 項」を削り、「以下同じ。）」の右に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第 2 の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成 26 年^{内閣府}令第 7 号。以下「省令」とい^{総務省}う。）第 7 条第 3 号ニに掲げるものに該当するものを除く。」を加え、同号ウを削り、同号を同条第 6 号とし、同条中第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を削り、同条第 11 号中「及び第 7 号の 3」を「（障害児入所施設に係る部分を除く。）」に、「次に」を「当該徴収に係る同法第 27 条第 1 項第 3 号の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る次に」に改め、同号ア中「児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の措置に係る児童若しくは同法第 33 条の 6 の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を受ける義務教育終了児童等（同法第 6 条の 3 第 1 項の義務教育終了児童等をいう。）（以下この号において「措置児童等」という。）又は当該措置児童等と同一の世帯に属する者に係る」を削り、「国民健康保険法」の右に「（昭和 33 年法律第 192 号）」を加え、同号イ中「措置児童等又は当該措置児童等と同一の世帯に属する者に係る」及び「又は第 3 項」を削り、「ついで措置児童等又は当該措置児童等」を「ついで同法第 21 条の 6 の措置に係る児童、同法第 23 条第 1 項の母子生活支援施設

における保護を受ける児童、同法第 24 条第 5 項若しくは第 6 項の措置に係る児童、同法第 27 条第 1 項第 3 号の措置に係る児童若しくは同法第 33 条の 6 の児童自立生活援助を受ける満 20 歳未満義務教育終了児童等（同法第 6 条の 3 第 1 項第 1 号の満 20 歳未満義務教育終了児童等をいう。以下この号において同じ。）又はこれらの者」に改め、同号ウを削り、同号エ中「措置児童等又は当該措置児童等と同一の世帯に属する者に係る」を削り、「」をいう。）を」を「以下同じ。）をいい、都が同法第 1 条第 2 項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）を」に改め、「（省令第 12 条第 5 号に定めるものに該当するものを除く。）」を削り、同号エを同号ウとし、同号オを削り、同号カ中「措置児童等又は当該措置児童等と同一の世帯に属する者に係る」を削り、同号カを同号エとし、同号キ中「措置児童等又は当該措置児童等と同一の世帯に属する者に係る」を削り、同号キを同号オとし、同号ク中「措置児童等又は当該措置児童等と同一の世帯に属する者に係る」を削り、同号クを同号カとし、同号ケ中「措置児童等又は当該措置児童等と同一の世帯に属する者に係る」を削り、同号ケを同号キとし、同号を同条第 9 号とし、同条に次の 3 号を加える。

- (10) 児童福祉法第 56 条第 2 項の費用の徴収に関する事務（同法第 50 条第 7 号（障害児入所施設に係る部分に限る。）に係るものに限る。）当該徴収に係る同法第 27 条第 1 項第 3 号の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
 - ア 国民健康保険の被保険者の資格、国民健康保険法第 65 条第 1 項の規定による徴収金若しくは国民健康保険料又は後期高齢者医療保険料に関する情報
 - イ 児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所給付費、同法第 21 条の 5 の 4 第 1 項の特例障害児通所給付費又は同法第 21 条の 5 の 1 2 第 1 項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報
 - ウ 児童福祉法第 23 条第 1 項の母子生活支援施設における保護の実施に関する情報
 - エ 児童福祉施設徴収金に関する情報
 - オ 市町村民税等に関する情報
 - カ 介護保険法第 22 条第 1 項の規定による徴収金又は介護保険料に関する情報
 - キ 子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定による市長が定める額に関する情報
 - ク 旧児童福祉法第 24 条第 1 項の規定による保育所における保育を行うことに要する費用に関する情報
 - ケ 広島市保育園条例第 7 条第 1 項又は広島市阿戸認定子ども園条例第 7 条第 1 項の保育料に関する情報
- (11) 児童福祉法第 56 条第 2 項の費用の徴収に関する事務（同法第 50 条第 7 号の 2 に係るものに限る。）当該徴収に係る同法第 27 条第 2 項の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
 - ア 児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所給付

費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

イ 児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護の実施に関する情報

ウ 市町村民税に関する情報

(12) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務（同法第50条第7号の3に係るものに限る。）当該徴収に係る同法第33条の6の児童自立生活援助を受ける満20歳未満義務教育終了児童等又は当該満20歳未満義務教育終了児童等と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

ア 国民健康保険の被保険者の資格、国民健康保険法第65条第1項の規定による徴収金若しくは国民健康保険料又は後期高齢者医療保険料に関する情報

イ 児童福祉施設徴収金に関する情報

ウ 生活保護実施関係情報（省令第8条第1号イに規定する生活保護実施関係情報をいう。以下同じ。）

エ 市町村民税等に関する情報（省令第12条第7号に定めるものに該当するものを除く。）

オ 介護保険法第22条第1項の規定による徴収金又は介護保険料に関する情報

カ 子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による市長が定める額に関する情報

キ 旧児童福祉法第24条第1項の規定による保育所における保育を行うことに要する費用に関する情報

ク 広島市保育園条例第7条第1項又は広島市阿戸認定子ども園条例第7条第1項の保育料に関する情報

第2条第1号中「次に掲げる」を「当該申請に係る障害児の保護者に係る同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する」に改め、アからエまでを削り、同条第2号ア中「第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費、同法」及び「同法第24条の2第1項の障害児入所給付費」を削り、同号ウを削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 当該変更に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

第2条第2号に次のように加える。

エ 当該変更に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支給付実施関係情報（省令第8条第1号ロに規定する中国残留邦人等支給付実施関係情報をいう。以下同じ。）

第2条第3号中「次に」を「当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に」に改め、同号ア中「当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る」及び「第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児

通所給付費、同法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法」を削り、同号イ中「当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る」を削り、「情報」の右に「（省令第10条第3号ニに掲げるものに該当するものを除く。）」を加え、同号ウを削り、同条第5号を削り、同条第6号中「次に」を「当該調整若しくは要請に係る児童、その保護者又は当該児童若しくは保護者と同一の世帯に属する者に係る次に」に改め、同号ア及びイ中「当該調整若しくは要請に係る児童、当該児童の保護者又は当該児童若しくは保護者と同一の世帯に属する者に係る」を削り、同号ウ中「当該調整若しくは要請に係る児童、当該児童の保護者又は当該児童若しくは保護者と同一の世帯に属する者に係る」を削り、「又は同法」の右に「第56条第1項の負担能力の認定若しくは同条第2項の費用の徴収（同法）」を削り、「措置」の右に「に係るものに限る。」を加え、同号エ中「当該調整若しくは要請に係る児童、当該児童の保護者又は当該児童若しくは保護者と同一の世帯に属する者に係る」を削り、「身体障害者福祉法」の右に「（昭和24年法律第283号）」を加え、同号オ中「当該調整若しくは要請に係る児童、当該児童の保護者又は当該児童若しくは保護者と同一の世帯に属する者に係る」を削り、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の右に「（昭和25年法律第123号）」を加え、同号カ中「当該調整若しくは要請に係る児童、当該児童の保護者又は当該児童若しくは保護者と同一の世帯に属する者に係る」を削り、同号キ中「当該調整若しくは要請に係る児童、当該児童の保護者又は当該児童若しくは保護者と同一の世帯に属する者に係る」を削り、「市町村民税」の右に「又は道府県民税」を加え、同号ク中「当該調整若しくは要請に係る児童、当該児童の保護者又は当該児童若しくは保護者と同一の世帯に属する者に係る」を削り、「情報」の右に「（省令第10条の3に定めるものに該当するものを除く。）」を加え、同号ケ及びコ中「当該調整若しくは要請に係る児童、当該児童の保護者又は当該児童若しくは保護者と同一の世帯に属する者に係る」を削り、同号サ中「当該調整若しくは要請に係る児童、当該児童の保護者又は当該児童若しくは保護者と同一の世帯に属する者に係る」を削り、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の右に「（平成17年法律第123号）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第7号アからオまでの規定中「措置児童」を「被措置児童」に改め、同号カ中「措置児童」を「被措置児童」に改め、「児童福祉法」の右に「第56条第1項の負担能力の認定又は同条第2項の費用の徴収に関する情報（同法）」を加え、「関する情報」を「係るものに限る。」に改め、同号キからツまでの規定中「措置児童」を「被措置児童」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「第56条第3項」を「第56条第2項」に改め、同号ア中「措置児童」を「被措置児童」に、「当該措置児童の」を「その」に、「措置児童若しくは」を「被措置児童若しくは」に改め、同号イ中「措置児童、当該措置児童の」を「被措置児童、その」に、「措置児童若しくは」を「被措置児童若しくは」に改め、「情報」の右に

「(省令第12条第8号イに掲げるものに該当するものを除く。)」を加え、同号ウ中「措置児童、当該措置児童の」を「被措置児童又はその」に、「又は当該措置児童若しくは扶養義務者」を「のいずれか」に改め、同号エ中「措置児童、当該措置児童の扶養義務者又は当該措置児童若しくは」を「被措置児童又は当該被措置児童若しくはその」に改め、「又は同法」の右に「第56条第1項の負担能力の認定若しくは同条第2項の費用の徴収(同法)を、」の措置」の右に「に係るものに限る。)」を、「情報」の右に「(省令第12条第8号ホに掲げるものに該当するものを除く。)」を加え、同号オ中「措置児童、当該措置児童の」を「被措置児童、その」に、「措置児童若しくは」を「被措置児童若しくは」に改め、同号カからクまでの規定中「措置児童、当該措置児童の」を「被措置児童又はその」に、「又は当該措置児童若しくは扶養義務者」を「のいずれか」に改め、同号ケ中「措置児童、当該措置児童の」を「被措置児童、その」に、「措置児童若しくは」を「被措置児童若しくは」に改め、同号コ中「措置児童、当該措置児童の」を「被措置児童、その」に、「措置児童若しくは」を「被措置児童若しくは」に改め、「情報」の右に「(省令第12条第8号ルに掲げるものに該当するものを除く。)」を加え、同号サ中「措置児童、当該措置児童の扶養義務者又は当該措置児童若しくは」を「被措置児童又は当該被措置児童若しくはその」に改め、同号シ中「措置児童、当該措置児童の」を「被措置児童又はその」に、「又は当該措置児童若しくは扶養義務者」を「のいずれか」に改め、同号ス中「措置児童、当該措置児童の」を「被措置児童、その」に、「措置児童若しくは」を「被措置児童若しくは」に改め、同号セ中「措置児童、当該措置児童の」を「被措置児童又はその」に、「又は当該措置児童若しくは扶養義務者」を「のいずれか」に改め、同号ソからチまでの規定中「措置児童、当該措置児童の」を「被措置児童、その」に、「措置児童若しくは」を「被措置児童若しくは」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号中「次に」を「保育を受けた乳幼児(乳児又は幼児をいう。以下同じ。)、その扶養義務者又は当該乳幼児若しくは扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る次に」に改め、同号ア中「保育を受けた乳幼児(乳児又は幼児をいう。以下この号及び第16条において同じ。)、当該乳幼児の扶養義務者又は当該乳幼児若しくは扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る」を削り、同号を同条第8号とする。

第3条第3号中「又は当該保護児童」を削り、「生活保護実施関係情報」の右に「(省令第12条第4号リに掲げるものに該当するものを除く。)」を加え、同条第4号中「情報」の右に「(省令第12条第4号ロに掲げるものに該当するものを除く。)」を加える。

第5条第1号中「同法」を「当該決定に係る同法」に改め、「の公営住宅」の右に「(以下「公営住宅」という。)」を加え、「同居者(以下この条において「公営住宅入居者等」とい

う。)」を「その同居者」に改め、同条第2号中「次に」を「当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る次に」に改め、同号ア中「公営住宅入居者等に係る」を削り、同号イ中「公営住宅入居者等に係る」及び「この条、第7条及び第17条において」を削り、同条第3号中「公営住宅入居者等」を「当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者」に改め、同条第4号中「公営住宅入居者等」を「当該請求等に係る公営住宅の入居者又はその同居者」に改める。

第7条第1号中「住宅地区改良法第2条第6項の改良住宅の入居者又は同居者(以下この条において「改良住宅入居者等」という。)」を「当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者」に改め、同条第2号中「改良住宅入居者等」を「当該請求等に係る住宅地区改良法第2条第6項の改良住宅(以下「改良住宅」という。)の入居者又はその同居者」に改め、同条第3号中「改良住宅入居者等」を「当該決定に係る改良住宅の入居者又はその同居者」に改め、同条第4号中「次に」を「当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る次に」に改め、同号ア及びイ中「改良住宅入居者等に係る」を削る。

第10条第1号イ中「(省令第34条第1号に定めるものに該当するものを除く。)」を削る。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第13条第2号中「第8号」を「以下この条」に改め、同条第6号中「第66条」を「第66条第1項又は第2項」に改め、「の変更」の右に「を行う際の特別な事情の確認」を加え、「を含む」を「に限る」に改め、同号ア中「変更に係る第1号被保険者(介護保険法第9条第1号の第1号被保険者をいう。以下この条において同じ。)」を「確認に係る介護保険料滞納者」に改め、同号イ中「変更」を「確認」に、「第1号被保険者」を「介護保険料滞納者」に改め、同条中第12号を第15号とし、同条第11号中「事務」の右に「(旧介護予防訪問介護等に係る保険給付に係るものに限る。)」を加え、同号を同条第14号とし、同条中第10号を第13号とし、同条第9号中「第69条」を「第69条第1項ただし書」に、「保険給付の特例」を「介護給付等の減額を行う際の特別な事情の確認」に改め、同号ア中「特例」を「確認」に改め、「第1号被保険者」の右に「(介護保険法第9条第1号の第1号被保険者をいう。以下同じ。)」を、「生活保護実施関係情報」の右に「(省令第47条第1項第12号イに掲げるものに該当するものを除く。)」を加え、同号イ中「特例」を「確認」に改め、「情報」の右に「(省令第47条第1項第12号ロに掲げるものに該当するものを除く。)」を加え、同号を同条第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 介護保険法第69条第1項又は第2項の介護保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務(旧介護予防訪問介護等に係る保険給付に係るものを含む。) 次に掲げる情報

ア 当該確認に係る第1号被保険者に係る生活保護実施関係情報（省令第47条第1項第13号イに掲げるものに該当するものを除く。）

イ 当該確認に係る第1号被保険者又は当該第1号被保険者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報（省令第47条第1項第13号ロに掲げるものに該当するものを除く。）

第13条第8号中「第68条」を「第68条第1項の第2号被保険者」に改め、「の支払」を削り、「の一時差止め」の右に「を行う際の特別な事情の確認」を加え、同号ア中「一時差止めに係る第2号被保険者」を「確認に係る介護保険料滞納者」に、「同条第1項」を「介護保険法第68条第1項」に改め、「をいう」の右に「。以下この条において同じ」を加え、「（省令第46条第1項第5号に定めるものに該当するものを除く。）」を削り、同号イ中「一時差止めに係る第2号被保険者」を「確認に係る介護保険料滞納者」に改め、「生活保護実施関係情報」の右に「（省令第47条第1項第10号イに掲げるものに該当するものを除く。）」を加え、同号ウ中「一時差止め」を「確認」に、「第2号被保険者」を「介護保険料滞納者」に改め、「情報」の右に「（省令第47条第1項第10号ロに掲げるものに該当するものを除く。）」を加え、同号を同条第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 介護保険法第68条第2項の第2号被保険者の保険給付の一時差止めの記載の消除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務（旧介護予防訪問介護等に係る保険給付に係るものを含む。） 次に掲げる情報

ア 当該確認に係る介護保険料滞納者に係る未納医療保険料等に関する情報

イ 当該確認に係る介護保険料滞納者に係る生活保護実施関係情報（省令第47条第1項第11号イに掲げるものに該当するものを除く。）

ウ 当該確認に係る介護保険料滞納者又は当該介護保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報（省令第47条第1項第11号ロに掲げるものに該当するものを除く。）

第13条第7号中「第67条」を「第67条第1項又は第2項」に改め、「の一時差止め」の右に「を行う際の特別な事情の確認」を加え、「を含む」を「に限る」に改め、同号ア及びイ中「一時差止め」を「確認」に、「第1号被保険者」を「介護保険料滞納者」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 介護保険法第66条第3項の介護保険料滞納者に係る支払方法の変更の記載の消除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務（旧介護予防訪問介護等に係る保険給付に係るものに限る。） 次に掲げる情報

ア 当該確認に係る介護保険料滞納者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該確認に係る介護保険料滞納者又は当該介護保険料滞納者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る

市町村民税に関する情報

第14条第1号ア中「情報」の右に「（省令第55条第1号イ又は第7号イに掲げるものに該当するものを除く。）」を加え、同号イ中「第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法」を削り、同号ウからオまでを削り、同号カ中「当該障害者の」を「その」に改め、「情報」の右に「（省令第55条第1号ニ又は第7号ロに掲げるものに該当するものを除く。）」を加え、同号カを同号ウとし、同条第2号中「次に掲げる情報」を「当該調整に係る障害児に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報（省令第55条の2第7号に掲げるものに該当するものを除く。）」に改め、ア及びイを削り、同条第3号ア中「第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費、同法」及び「第24条の2第1項の障害児入所給付費」を削り、同号ウ中「申請」を「変更」に改め、「情報」の右に「（省令第55条第2号ロに掲げるものに該当するものを除く。）」を加え、同号ウを同号オとし、同号イ中「申請」を「変更」に、「当該障害者の」を「その」に改め、同号イを同号ウとし、その次に次のように加える。

エ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第14条第3号アの次に次のように加える。

イ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

第14条第4号から第6号までを削り、同条第7号イ中「当該障害者の」を「その」に改め、同号を同条第4号とする。

第15条第1号中「次に」を「当該求めに係る同法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども（以下この条において単に「小学校就学前子ども」という。）、その保護者若しくは扶養義務者又は当該小学校就学前子ども、保護者若しくは扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る次に」に改め、同号ア中「当該求めに係る子ども、当該子どもの保護者若しくは扶養義務者又は当該子ども、保護者若しくは扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る」を削り、同号イ中「当該求めに係る子ども、当該子どもの保護者若しくは扶養義務者又は当該子ども、保護者若しくは扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る」を削り、「市町村民税」の右に「又は道府県民税」を加え、同条第2号ア中「子ども、当該子ども」を「小学校就学前子ども、その」に、「子ども若しくは」を「小学校就学前子ども若しくは」に改め、「情報」の右に「（省令第59条の2第1号イに掲げるものに該当するものを除く。）」を加え、同号イ中「子ども、当該子どもの」を「小学校就学前子ども、その」に、「子ども若しくは」を「小学校就学前子ども若しくは」に改め、同号ウ中「子ども、当該子どもの」を「小学校就学前子ども、その」に、「子ども若しくは」を「小学校就学前子ども若

交付及び障害の程度に関する情報

第17条第1号イ中「当該申込みに係る市営住宅入居者等に係る」及び「その」を削り、同号ウ中「当該申込みに係る市営住宅入居者等に係る」を削り、同条第2号中「の申告」を「の取入の申告」に、「次に」を「当該申告に係る市営住宅の入居者又はその同居者に係る次に」に改め、同号ア及びイ中「当該申告に係る市営住宅入居者等に係る」及び「その」を削り、同号ウ及びエ中「当該申告に係る市営住宅入居者等に係る」を削り、同条第3号中「の申請」を「の減免又は徴収猶予の申請」に、「次に」を「当該申請をした市営住宅の入居者又はその同居者に係る次に」に改め、同号ア及びイ中「当該申請に係る市営住宅入居者等に係る」及び「その」を削り、同号ウ及びエ中「当該申請に係る市営住宅入居者等に係る」を削り、同条第4号中「の徴収」を「の家賃又は敷金の徴収」に、「市営住宅入居者等」を「市営住宅の入居者又はその同居者」に改め、同条第5号中「の請求等」を「の報告の請求等」に、「市営住宅入居者等」を「市営住宅の入居者又はその同居者」に改め、同条第6号中「の申込み」を「の使用の申込み」に、「次に」を「市営住宅等附設駐車場（市営店舗の使用者に係る駐車場及びその附帯施設を除く。以下この条において同じ。）に係る当該申込みをした者に係る次に」に改め、同号アを次のように改める。

ア 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報

第17条第6号イ中「当該申込みに係る市営住宅等附設駐車場使用者に係る」及び「その」を削り、同条第7号中「の申請」を「の減免の申請」に、「次に」を「当該申請をした市営住宅等附設駐車場の使用者に係る次に」に改め、同号ア及びイ中「当該申請に係る市営住宅等附設駐車場使用者に係る」及び「その」を削る。

（広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則の一部改正）

第3条 広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則（平成28年広島市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則第1条第1号に次のように加える改正規定を次のように改める。

第1条第1号中「国民健康保険の被保険者の資格に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

イ 広島市重度心身障害者医療費補助条例（昭和48年広島市条例第62号）第5条第1項の資格者証の交付に関する情報

ウ 広島市子ども医療費補助条例（昭和48年広島市条例第102号）第6条第1項の資格者証の交付に関する情報

第2条のうち広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則第1条第2号に次のよ

うに加える改正規定を次のように改める。

第1条第2号中「国民健康保険の被保険者の資格に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

イ 広島市重度心身障害者医療費補助条例第5条第1項の資格者証の交付に関する情報

ウ 広島市子ども医療費補助条例第6条第1項の資格者証の交付に関する情報

第2条のうち広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則第1条第1号エの改正規定及び同規則第5条第2号イの改正規定を削る。

第2条のうち広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則第11条の改正規定を次のように改める。

第11条を次のように改める。

第11条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4第1項の費用の徴収に関する事務とし、同表の11の項の規則で定める情報は、同法第20条の措置に係る未熟児又はその扶養義務者に係る次に掲げる情報とする。

(1) 広島市重度心身障害者医療費補助条例第5条第1項の資格者証の交付に関する情報

(2) 広島市子ども医療費補助条例第6条第1項の資格者証の交付に関する情報

第2条のうち広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則第13条第3号アの改正規定中「第47条第1項第3号イに定める」を「第47条第1項第4号イに掲げる」に改め、同号イの改正規定中「第47条第1項第3号ロに定める」を「第47条第1項第4号ロに掲げる」に改める。

第2条のうち広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則第13条中第12号を第14号とし、第7号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第6号を第8号とし、同号の前に1号を加える改正規定中「第12号を第14号」を「第15号を第17号」に、「第11号」を「第14号」に改める。

第2条のうち広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則第13条第5号アの改正規定中「第47条第1項第5号イに定める」を「第47条第1項第6号イに掲げる」に改め、同号イの改正規定中「第47条第1項第5号ロに定める」を「第47条第1項第6号ロに掲げる」に改める。

第2条のうち広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則第17条を改め、同条を第19条とし、第16条の次に2条を加える改正規定中「児童福祉法」の右に「第56条第1項の負担能力の認定又は同条第2項の費用の徴収に関する情報（同法）を加え、「関する情報」を「係るものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第42号

平成29年6月30日

広島市消防団員被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市消防団員被服等貸与規則の一部を改正する規則

広島市消防団員被服等貸与規則（昭和42年広島市規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表夏活動服の項の次に次のように加える。

応急手当指導用ポロシャツ	1着	4年
--------------	----	----

別表備考の1中「夏帽」を「応急手当指導用ポロシャツにあつては女性の団員に、夏帽」に、「そのほか」を「その他」に、「それぞれ」を「それぞれ」に改める。

附則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

広島市規則第43号

平成29年6月30日

広島市消防団員の服制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市消防団員の服制に関する規則の一部を改正する規則

規則

広島市消防団員の服制に関する規則（昭和30年広島市規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表の消防団員服制（女性）の表冬服の項中

襟章	男性と同様とする。
----	-----------

襟章	男性と同様とする。
エンブレム	オレンジ色糸で縁取りした濃紺色の台地とし、中央上部の黄色枠内のオレンジ色の台地に「広島市消防団」の文字を濃紺色糸で、その下に「HIROSHIMA CITY FIRE CORPS」の文字を黄色糸で、その下に市章を水色糸で、消防団章を金色糸及び銀色糸で、並びにキョウチクトウの図柄を金色糸及びピンク色糸で、その下に「女性消防隊」の文字を赤色糸でそれぞれ刺しゅうする。 左袖の上腕部分に付ける。 形状及び寸法は、第4図1(1)エのとおりとする。

に、同表夏

服の項中「襟章 男性と同様とする。」を

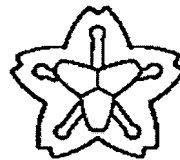
襟章	男性と同様とする。	に改め、同
エンブレム	冬服と同様とする。	

表中「防寒衣 地製 質式 消防局長が別に定める。」を

応急手当指導用ポロシャツ	地質	ピンク色の合成繊維織物とする。	に改める。	
	製式	襟		折り襟とする。
		前面		前立てにピンク色のボタン2個を1行に付ける。左胸部にポケットを1個付ける。形状は、第4図3のとおりとする。
		後面		上部に「HIROSHIMA」の文字を、その下に「消防団」の文字をそれぞれ紺色で印字する。形状は、第4図3のとおりとする。
袖	半袖とし、左袖に消防局長が別に定める文字及び図柄を印字する。			
防寒衣	地製 質式	消防局長が別に定める。		

別表第4図1(1)に次のように加える。

ウ 消防団章



エ エンブレム



別表第4図に次のように加える。

- 3 応急手当指導用ポロシャツ 製式



附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

告 示

広島市告示第275号

平成29年6月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成29年6月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
有限会社エンコー薬局	居宅介護支援事業者エンコー	広島市南区松原町3番1-118号	居宅介護支援
合同会社にここ	にここケアオフィス	広島市西区井口鈴が台一丁目5番22号	居宅介護支援
株式会社システムフレンド	株式会社システムフレンドケアプランニング	広島市佐伯区五日市駅前三丁目3番14号	居宅介護支援

広島市告示第276号

平成29年6月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、介護保険法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成29年6月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	

ほほえみ株式会社	ほほえみ井口訪問介護事業所	広島市西区井口一丁目9番17号	訪問介護
ほほえみ株式会社	ほほえみ井口訪問介護事業所	広島市西区井口一丁目9番17号	介護予防訪問介護
株式会社Merici	ヘルパーステーション梨杏	広島市安佐南区上安二丁目11番16号マツパビル3F	訪問介護
株式会社Merici	ヘルパーステーション梨杏	広島市安佐南区上安二丁目11番16号マツパビル3F	介護予防訪問介護
特定非営利活動法人障害者生活ケアLink's広島	Link's広島	広島市安佐南区緑井二丁目25番24号	訪問介護
アコースアイエヌシージャパン株式会社	介護ステーションアコース	広島市佐伯区五日市中央五丁目18番7-202号	訪問介護
株式会社アーンプラス	訪問看護ステーションポプリ	広島市東区戸坂大上四丁目15番26号第3STビル205号	訪問看護及び介護予防訪問看護
有限会社咲楽	介護付き有料老人ホーム湯楽苑	広島市安佐北区安佐町飯室1563番地3	特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

広島市告示第277号

平成29年6月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成29年6月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社LAT	街かどデイ花もよう	広島市西区庚午北二丁目4番6号	地域密着型通所介護

広島市告示第278号

平成29年6月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第7条第1項の規定により告示します。

指定年月日 平成29年6月1日

広島市長 松井 一 實

開設者	施設		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社不二ビルサービス	ヘルパーステーションふじ白島	広島市中区東白島町6番11号ホワイトハイツ1F	訪問介護サービス
有限会社ゆうサービス	ゆう介護サービス	広島市中区十日市町二丁目2番34-303号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
株式会社フロムワン	さやか訪問介護サービス	広島市中区住吉町6番6号カーサ住吉1F	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
有限会社YW	愛ヘルパーステーション	広島市東区牛田南一丁目4番2号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
医療法人社団まりも会	訪問介護事業所サポートひらまつ	広島市南区比治山本町11番32号	生活援助特化型訪問サービス
有限会社コスモケア・サポート	コスモケア訪問介護事業所	広島市西区大宮一丁目22番12-2号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
ボスモブラザ株式会社	あいわ訪問介護ステーション	広島市西区観音本町二丁目11番15号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
株式会社トリプル.A	ヘルパーステーションここあ	広島市西区都町9番3号ハイツ達川1F	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
株式会社広の島	ヘルパーステーション古の市	広島市安佐南区古市三丁目5番3号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
医療法人あすか	ヘルパーステーションあすか大町	広島市安佐南区中須一丁目26番12号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
医療法人信愛会	医療介護センター	広島市安佐南区伴東五丁目8番24号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
有限会社すばる	すばる訪問介護事業所	広島市安佐南区緑井六丁目34番31号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
株式会社ドエル	ファミーユ祇園ヘルパーステーション	広島市安佐南区祇園二丁目5番15号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
医療法人和同会	訪問介護事業所グリーンヒル・ヘルパーステーション	広島市佐伯区五日市町下河内188番地6	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
株式会社ニックス	ニックスデイサービスセンター東	広島市東区尾長東二丁目6番6号	1日型デイサービス
株式会社あいスマイル	アシストケアクラブ庚午	広島市西区庚午中四丁目15番35号	1日型デイサービス
株式会社あいスマイル	アシストケアクラブ庚午	広島市西区庚午中四丁目15番35号	短時間型デイサービス
T&TWAMサポート株式会社	ここからキャンパス	広島市西区己斐上四丁目2番38号	1日型デイサービス

株式会社広の島	リハビリデイサービス古江のひまわり	広島市西区古江東町5番26号	1日型デイサービス
医療法人社団花水木会	デイサービスセンターすずはり	広島市安佐北区安佐町鈴張5004番9	1日型デイサービス

広島市告示第279号

平成29年6月1日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	開設者	再開年月日
医療法人社団向井眼科	広島市安佐南区祇園二丁目41-1	医療法人社団向井眼科 理事長 向井健治	平成29年5月6日

広島市告示第280号

平成29年6月1日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市安佐北区亀山二丁目の1097番4、1099番5及び1105番1
- 2 開発面積
2,490.54㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市安佐北区亀山一丁目9番3号
大下 登志男
- 4 検査済証交付年月日
平成29年6月1日

広島市告示第281号

平成29年6月6日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、財政局北部市税事務所出納員の事務の一部を次のとおり委任及び委任の解除をしたので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受けた分任出納員及び委任年月日
財政局北部市税事務所安佐北税務室

室長 真倉 哲哉

平成29年4月1日

2 委任の解除を受けた分任出納員及び解除年月日

財政局北部市税事務所安佐北税務室

室長 有坂 敏樹

平成29年3月31日

3 委任又は委任の解除をした事務

財政局北部市税事務所において取り扱う次に掲げる事務（財政局北部市税事務所安佐北税務室において取り扱うものに限る。）

- (1) 市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び延滞処分による収納金の収納
- (2) 受託徴収金の収納
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第16条の2第1項の規定により納税者又は特別徴収義務者から提供を受ける証券の出納及び保管並びに証券の取立てに要する費用の出納
- (4) 児童福祉施設徴収金及び過料並びにこれらに係る延滞金及び滞納処分による収納金の収納
- (5) 市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分による収納金の過誤納金の支払
- (6) 市民税及び県民税の所得割から控除すべき配当割額又は株式譲渡所得割額に係る控除不足額の還付後に生ずる戻入金の収納
- (7) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識再交付に係る弁償金の収納
- (8) 商品である原動機付自転車等の標識交付手数料の収納
- (9) 合衆国軍隊構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税に係る証紙売りさばき代金の収納
- (10) 広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料の収納
- (11) 広島市都市計画関係手数料条例（平成12年広島市条例第24号）第2条に規定する手数料の収納
- (12) 下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金（以下「下水道事業受益者負担金等」という。）並びにこれに係る延滞金及び滞納処分による収納金の収納
- (13) 下水道事業受益者負担金等に係る納期前納付報奨金の繰替払
- (14) 広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条第23号に係る手数料（下水道事業に係るものに限る。）の収納

広島市告示第282号

平成29年6月7日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当

する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
さくらの森訪問看護ステーション	広島市東区曙三丁目3-19	平成29年4月1日	平成35年5月31日
訪問看護ステーションプーラビダ向洋	広島市南区向洋新町二丁目24-20-101	平成29年3月1日	平成35年2月28日
もみじ訪問看護ステーション	広島市安佐南区中須二丁目19-6虹の会館2階	平成28年10月8日	平成32年8月31日
訪問看護ステーション ファイネス	広島市佐伯区築々園三丁目9-6コープ大和103号室	平成29年5月1日	平成35年4月30日

広島市告示第283号

平成29年6月8日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
コトブキ調剤薬局 広島日赤前店	広島市中区千田町一丁目6-10	平成29年6月1日	平成35年5月31日
ウォンツ薬局 日赤病院前3号店	広島市中区千田町一丁目5-2	平成29年6月1日	平成35年5月31日
さくら薬局	広島市中区千田町一丁目7-12	平成29年2月1日	平成32年5月31日
おちあい循環器内科クリニック	広島市東区温品四丁目6-22	平成29年5月1日	平成35年4月30日
ダリア薬局	広島市南区翠一丁目2-28 グリーンビル翠1F	平成29年6月1日	平成35年5月31日
カンナ薬局	広島市南区大州二丁目15-12 大州ビル101号	平成29年4月1日	平成35年3月31日
つばさ往診クリニック	広島市西区已斐上二丁目31-1	平成29年5月1日	平成35年4月30日
エルク薬局	広島市西区小河南町2-15-8	平成29年4月1日	平成35年3月31日

すぎたクリニック	広島市安佐南区 祇園三丁目5-11	平成29年5月1日	平成35年4月30日
きたがわ歯科クリニック	広島市安佐南区 祇園三丁目64-6	平成29年6月1日	平成35年5月31日
いつかいち駅前内科	広島市佐伯区五日市駅前一丁目5-18-401	平成29年5月1日	平成35年4月30日

広島市告示第284号

平成29年6月12日

地域包括支援センターの所在地の変更の届出があったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第11項の規定により読み替えて適用される同法第69条の14第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 変更の届出のあった地域包括支援センターの名称
広島市段原地域包括支援センター
- 2 変更事項及び変更内容

変更事項	変更内容	
	変更前	変更後
地域包括支援センターの所在地	広島市南区段原南二丁目12番27号	広島市南区段原南一丁目3番52号2階

- 3 変更の期日
平成29年6月26日

広島市告示第285号

平成29年6月13日

平成29年第2回広島市議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

- 1 招集日 平成29年6月20日
- 2 招集場所 広島市役所

広島市告示第286号

平成29年6月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第287号

平成29年6月13日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43

年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市安佐南区伴西二丁目2番1
- 2 開発面積
17,242.21㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
東広島市黒瀬町国近クリエイトパーク8番地1
株式会社エムケー
代表取締役 松川 慎
- 4 検査済証交付年月日
平成29年6月13日

広島市告示第288号

平成29年6月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合は施術者の住所)		
石丸茂	マッサージレイス治療院 広島横川	広島市西区横川町三丁目12-15	あん摩・マッサージ	平成29年4月12日

広島市告示第289号

平成29年6月16日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 広島本通共同ビル・広島新天地共同ビル
 - (2) 所在地 広島市中区本通10番1号、広島市中区新天地2番1号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
広島本通共同ビル所有者協議会 管理者 仁田 吉彦
広島県安芸郡府中町大須二丁目1番1号キリンビル株式会社 中国支社内

広島新天地共同ビル所有者協議会 理事長 長尾 吉将
広島市中区小町2番30号 第二有楽ビル内

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙1のとおり

(変更後) 別紙2のとおり

4 変更年月日

別紙1及び別紙2のとおり

5 届出年月日

平成29年5月29日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
平成29年6月16日から同年10月16日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成29年10月16日
- (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1・2 略

広島市告示第290号

平成29年6月16日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 アルパーク東棟
- (2) 所在地 広島市西区草津新町二丁目26番地75ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

フロンティア不動産投資法人

執行役員 永田 和一

東京都中央区銀座六丁目8番7号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙1のとおり

(変更後) 別紙2のとおり

4 変更年月日

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙1, 2のとおり

5 届出年月日

平成29年6月5日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
平成29年6月16日から同年10月16日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成29年10月16日
- (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1・2 略

広島市告示第291号

平成29年6月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1 供用を開始する年月日

平成29年6月20日

2 下水を排除する区域及び排水施設の方式
別紙のとおり。

3 供用を開始する排水施設の位置

下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面
のとおり。

(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設 の方式
	区名	町名	
汚水を排除	南区	日宇那町の一部	分流
	西区	山田町の一部	
	安佐南区	安東一丁目及び大塚西三丁目 の各一部	
	安佐北区	可部町大字勝木の一部	
	安芸区	上瀬野一丁目の一部	

広島市告示第292号

平成29年6月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理、
次のとおり開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)
第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示しま
す。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に
供します。

広島市長 松井一實

1 下水の処理を開始する年月日

平成29年6月20日

2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。

(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の 位置及び名称
区名	町名	
南区	日宇那町の一部	位置：広島市南区宇品 東四丁目2番 27号 名称：広島市旭町水資 源再生センター
西区	山田町の一部	位置：広島市西区扇一 丁目1番1号 名称：広島市西部水資 源再生センター
安佐南区	安東一丁目及び大塚西三丁目 の各一部	
安佐北区	可部町大字勝木の一部	
安芸区	上瀬野一丁目の一部	位置：広島市南区向洋 沖町1番1号 名称：太田川流域下水 道東部浄化セン ター

広島市告示第293号

平成29年6月21日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情
報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する
省令(平成26年総務省令第85号)第49条第1項の規定に
より、特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関
連事務(以下「当該関連事務」という。)を次のとおり委任しま
した。

なお、本市に設置されている執行機関から同機構への同事務の
委任も含まれます。

広島市長 松井一實

- 1 当該関連事務実施機関の名称
地方公共団体情報システム機構
- 2 当該関連次務実施機関の所在地
東京都千代田区一番町25番地
- 3 当該関連事務を行わせることとした日
平成29年6月22日

広島市告示第294号

平成29年6月22日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1
項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつた
ので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定によ
り、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 LECT(レクト)
 - (2) 所在地 広島市西区扇二丁目1番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社イズミ
代表取締役 山西 泰明
広島市東区二葉の里三丁目3番1号
株式会社カインズ
代表取締役 土屋 裕雅
埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並び
に法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
株式会社イズミ
代表取締役 山西 泰明
広島市東区二葉の里三丁目3番1号
(変更後)
株式会社イズミ
代表取締役 山西 泰明
広島市東区二葉の里三丁目3番1号
株式会社カインズ
代表取締役 土屋 裕雅
埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙1のとおり
(変更後) 別紙2のとおり

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成29年4月25日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成29年4月25日

5 届出年月日

平成29年6月8日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間
平成29年6月22日から同年10月23日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成29年10月23日

(2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1・2 略

広島市告示第295号

平成29年6月22日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
舟入榎殿胃腸科内科	広島市中区舟入中町2-23舟入コータース2F	平成29年6月1日	平成35年5月31日
小田耳鼻咽喉科	広島市中区白鳥中町1-17	平成29年6月1日	平成35年5月31日
中国歯科クリニック	広島市中区土橋町7-1中国新聞ビル2F	平成29年6月1日	平成35年5月31日
宮地デンタルクリニック	広島市東区曙五丁目3-30	平成29年6月1日	平成35年5月31日
だて歯科医院	広島市南区皆実町六丁目1-4佐々木ビル2F	平成29年6月1日	平成35年5月31日
楠田歯科医院	広島市南区稲荷町4-1住友生命ビル7F	平成29年6月1日	平成35年5月31日
かわはら歯科クリニック	広島市南区青崎二丁目4-32	平成29年6月1日	平成35年5月31日
池田皮膚科クリニック	広島市西区井口台二丁目23-32	平成29年6月1日	平成35年5月31日
竹腰歯科医院	広島市安佐南区相田一丁目12-6	平成29年6月1日	平成35年5月31日
ゆあさ歯科医院	広島市安佐北区白木町大字小越244-1	平成29年6月1日	平成35年5月31日
佐々木歯科医院	広島市安佐北区白木町大字市川146	平成29年6月1日	平成35年5月31日
瀬川歯科医院	広島市安佐北区口田三丁目26-5MDRビル3F	平成29年6月1日	平成35年5月31日
ひらあき薬局	広島市安芸区畑賀三丁目29-2	平成29年6月1日	平成35年5月31日
こにし歯科医院	広島市佐伯区皆賀一丁目13-5-3	平成29年6月1日	平成35年5月31日
にしえ歯科医院	広島市佐伯区観音台四丁目32-20	平成29年6月1日	平成35年5月31日

広島市告示第296号

平成29年6月22日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
----	-----	-------	--------

山代眼科医院	広島市中区舟入本町7-15	平成29年6月1日	平成35年5月31日
杉本クリニック	広島市中区国泰寺町二丁目4-2	平成29年6月1日	平成35年5月31日
医療法人社団 藤田医院	広島市中区江波本町5-18	平成29年6月1日	平成35年5月31日
細川・内藤医院	広島市中区江波東一丁目13-28	平成29年6月1日	平成35年5月31日
いずみ整形外科クリニック	広島市中区吉島西一丁目24-30	平成29年6月1日	平成35年5月31日
横山歯科医院	広島市中区三川町7-21	平成29年6月1日	平成35年5月31日
ファイナル薬局	広島市中区本川町二丁目4-22	平成29年6月1日	平成35年5月31日
コスモ薬局	広島市中区八丁堀1-12マスキ八丁堀ビル1階	平成29年6月1日	平成35年5月31日
クルーズ薬局 吉島店	広島市中区吉島西1-24-30	平成29年6月1日	平成35年5月31日
山科循環器・外科医院	広島市東区福田六丁目2023-8	平成29年6月1日	平成35年5月31日
石田医院	広島市東区戸坂出江二丁目10-31	平成29年6月1日	平成35年5月31日
山崎歯科医院	広島市東区若草町21-1	平成29年6月1日	平成35年5月31日
塩田病院	広島市南区堀越一丁目7-36	平成29年6月1日	平成35年5月31日
医療法人社団 藤村医院	広島市南区大州二丁目15-11	平成29年6月1日	平成35年5月31日
山本整形外科病院	広島市南区青崎二丁目4-20	平成29年6月1日	平成35年5月31日
医療法人社団 升島医院	広島市南区宇品神田二丁目3-19	平成29年6月1日	平成35年5月31日
稲田皮膚科クリニック	広島市南区宇品神田一丁目6-1	平成29年6月1日	平成35年5月31日
大黒薬局	広島市南区稲荷町4-8稲荷ビル2F	平成29年6月1日	平成35年5月31日
医療法人社団 幸昌会 ウラベ医院	広島市西区観音町6-2	平成29年6月1日	平成35年5月31日
緑井整形外科	広島市安佐南区緑井六丁目35-1	平成29年6月1日	平成35年5月31日
オズ薬局緑井店	広島市安佐南区緑井三丁目14-8	平成29年6月1日	平成35年5月31日
有限会社 加藤薬局 中筋アトム薬局	広島市安佐南区中筋一丁目9-20	平成29年6月1日	平成35年5月31日

馬場クリニック	広島市安佐北区深川五丁目39-2	平成29年6月1日	平成35年5月31日
サカ整形外科	広島市安佐北区亀山七丁目5-11	平成29年6月1日	平成35年5月31日
医療法人恒和会 松石病院	広島市安芸区船越南三丁目23-3	平成29年6月1日	平成35年5月31日
なのはな薬局	広島市安芸区中野東四丁目18-1	平成29年6月1日	平成35年5月31日
生協さえき病院	広島市佐伯区八幡東三丁目11-29	平成29年6月1日	平成35年5月31日
医療法人 大江内科医院	広島市佐伯区築々園三丁目5-27	平成29年6月1日	平成35年5月31日
赤尾ファミリークリニック	広島市佐伯区海老園一丁目4-19	平成29年6月1日	平成35年5月31日
ひまわり薬局 佐伯店	広島市佐伯区八幡東三丁目11-28	平成29年6月1日	平成35年5月31日

広島市告示第297号

平成29年6月22日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	変更年月日
(新) ホームケアクリニックもみじ	広島市東区福田六丁目2023-8	平成29年6月1日
(旧) 山科循環器・外科医院		

広島市告示第298号

平成29年6月23日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた分任出納員
別紙のとおり
- 2 委任した事務
(1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納

(2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

3 委任年月日

平成29年6月13日

4 委任期間

平成29年6月13日から同年9月14日まで

(別紙)

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	函館競輪場	米田 剛	H29. 6. 13～ H29. 9. 14
競輪事務局	サテライト札幌	山村 英次	
競輪事務局	サテライト石狩	野澤 和雄	
競輪事務局	サテライト男鹿	松村 めぐみ	
競輪事務局	青森競輪場	鳴海 雄大	
競輪事務局	サテライト六戸	秋元 善行	
競輪事務局	サテライト石鳥谷	坂本 亮	
競輪事務局	四日市競輪場	石田 康郎	
競輪事務局	福井競輪場	南 裕之	
競輪事務局	岸和田競輪場	船橋 恵子	
競輪事務局	久留米競輪場	豊福 浩二	
競輪事務局	サテライト中洲	原田 知典	
競輪事務局	サテライト北九州	掘 健一郎	
競輪事務局	武雄競輪場	小田 修	
競輪事務局	サテライト宮崎	平山 憲	
競輪事務局	サテライト三股	福田 哲久	
競輪事務局	サテライトみぞべ	黒尾 聖洋	
競輪事務局	サテライト鹿児島	加古 亮太	
競輪事務局	佐世保競輪場	前田 知章	

広島市告示第299号

平成29年6月23日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受ける分任出納員

別紙のとおり

2 委任する事務

(1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納

(2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

3 委任年月日

平成29年7月22日

4 委任期間

平成29年7月22日から同年9月14日まで

(別紙)

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
------	------	----	------

競輪事務局	玉野競輪場	山下 浩二	H29. 7. 22～ H29. 9. 14
競輪事務局	防府競輪場	熊谷 俊二	
競輪事務局	サテライト宇部	市川 龍一	
競輪事務局	高松競輪場	楠 康弘	
競輪事務局	小松島競輪場	壽満 靖司	
競輪事務局	サテライト徳島	秋田 佐知子	
競輪事務局	高知競輪場	森岡 眞秋	
競輪事務局	サテライト南国	木村 祐介	
競輪事務局	サテライト安田	武市 知之	
競輪事務局	松山競輪場	松花 光雄	
競輪事務局	サテライトこまつ	大原 文博	
競輪事務局	サテライト西予	田中 傑計	
競輪事務局	ラ・ビスタ新橋	曾我 訓久	
競輪事務局	名古屋競輪場	千賀 博通	
競輪事務局	奈良競輪場	増田 勝彦	
競輪事務局	京都向日町競輪場	高野 秀雄	
競輪事務局	和歌山競輪場	松下 裕和	
競輪事務局	サテライト大阪	吉野 博	

広島市告示第300号

平成29年6月26日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

1 休止する駐車場

広島市市営中島町第一駐車場及び広島市市営中島町第二駐車場

2 休止する期間

平成29年8月5日（土）午後7時から同月6日（日）午前9時30分まで

3 休止する理由

道路交通法（昭和35年法律第105号）第5条第1項の規定に基づき、広島中央警察署長が同法第4条第1項の規定による交通規制を行うため。

広島市告示第301号

平成29年6月27日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安佐南区の山本五丁目の683番1の一部並びに山本六丁目の733番3、757番1、757番2、757番3、757番4の一部及び758番

2 開発面積

2,211.13㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区河原町5番4号西村ビル1F
グレイトコーポレーション株式会社
代表取締役 見森 雅史

4 検査済証交付年月日

平成29年6月27日

広島市告示第302号

平成29年6月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第303号

平成29年6月29日

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次に掲げる者から指定介護療養型医療施設の辞退の届出があったので、同法第115条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

事業者	事業所		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人土本病院	医療法人土本病院	広島市中区橋本町4番7号	平成29年5月31日	介護療養型医療施設

広島市告示第304号

平成29年6月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示第305号

平成29年6月29日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市東区中山南一丁目の甲5番2の一部、153番、162番1の一部、179番、180番の一部、162番1地先の里道及び179番地先～180番地先の水路

2 開発面積

2,992.30㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市南区荒神町3番5号
有限会社トラストホーム
代表取締役 澤井 伸顕

4 検査済証交付年月日

平成29年6月29日

広島市告示第306号

平成29年6月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社英光工業	訪問介護ステーションひよこ	広島市西区福島町二丁目16番7号	平成29年6月30日	訪問介護及び介護予防訪問介護
株式会社シーズンモチベーション	訪問介護事業所きらく	広島市西区井口四丁目35番26号	平成29年6月30日	訪問介護及び介護予防訪問介護
株式会社ワードコーポレーション	ケア介助ゆう香	広島市安佐南区川内二丁目13番18号	平成29年6月30日	訪問介護及び介護予防訪問介護
株式会社楽	介護ステーション楽	広島市安芸区矢野町752番地696	平成29年6月30日	訪問介護及び介護予防訪問介護
有限会社すみれ	訪問看護ステーションすみれ	広島市佐伯区海老園二丁目9番3号	平成29年6月30日	介護予防訪問看護

広島市告示第307号

平成29年6月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ワードコーポレーション	ケア介護ゆう香	広島市安佐南区川内二丁目13番18号	平成29年6月30日	訪問介護サービス
有限会社東洋住建	ヘルパーステーション七福神	広島市安佐北区深川六丁目6番3号	平成29年6月30日	訪問介護サービス
株式会社広島福祉サービス	株式会社広島福祉サービス訪問介護事業部	広島県安芸郡海田町大正町2番22号	平成29年6月30日	訪問介護サービス

広島市告示第308号

平成29年6月30日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第6条第5項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第7条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社second house	訪問介護セカンドハウス	広島市中区東白鳥町15番1-201号	平成29年6月30日	訪問介護サービス
メディアベル有限公司	ヘルパーステーションポプリ	広島市中区江波栄町2番16号	平成29年6月30日	訪問介護サービス
有限会社エムエスティー	ケアセンターハルカ	広島市東区光町二丁目12番10号日宝光町ビル6F1	平成29年6月30日	訪問介護サービス
有限会社カイトック	コスモス訪問介護事業所	広島市南区宇品神田五丁目26番7号今徳ビル108号	平成29年6月30日	訪問介護サービス
株式会社広島福祉サービス	株式会社広島福祉サービス広島南訪問介護事業部	広島市南区東雲一丁目6番18号ユーパーハイツ206	平成29年6月30日	訪問介護サービス
株式会社八心	あーくすけあういむい	広島市西区己斐本町一丁目23番5号	平成29年6月30日	訪問介護サービス
有限会社英光工業	訪問介護ステーションひよこ	広島市西区福島町二丁目16番7号	平成29年6月30日	訪問介護サービス
株式会社シーズンモチベーション	訪問介護事業所さらく	広島市西区井口四丁目35番26号	平成29年6月30日	訪問介護サービス
株式会社オムエル	オムエル・園ヘルパーステーション	広島市安佐南区山本四丁目13番54号	平成29年6月30日	訪問介護サービス

事業者	事業所	所在地	廃止年月日	サービスの種類
有限会社東洋住建	ヘルパーステーション七福神	広島市安佐北区深川六丁目6番3号	平成29年6月30日	訪問介護サービス
株式会社広島福祉サービス	株式会社広島福祉サービス訪問介護事業部	広島県安芸郡海田町大正町2番22号	平成29年6月30日	訪問介護サービス

広島市告示第309号

平成29年6月30日

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、平成29年6月30日から同年7月14日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

整理番号	路線名	起点
		終点
17208	南1区14号線	南区松原町4番地6地先
		南区松原町4番地2地先
17209	南1区15号線	南区猿猴橋町1番地1地先
		南区猿猴橋町1番地13地先
17210	西5区79号線	西区井口三丁目461番地1地先
		西区井口三丁目459番地1地先
17211	安佐南1区159号線	安佐南区緑井七丁目2061番地1地先
		安佐南区緑井七丁目2115番地12地先
17212	安佐南1区359号線	安佐南区緑井七丁目2118番地地先
		安佐南区緑井七丁目2115番地17地先
17213	安芸1区373号線	安芸区上瀬野南一丁目1788番地1地先
		安芸区上瀬野南一丁目1791番地地先

広島市告示第310号

平成29年6月30日

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、平成29年6月30日から同年7月14日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

整理番号	路線名	起点
		終点

17214	東1区 544号線	東区温品四丁目1011番地4地先
		東区温品四丁目1012番地3地先
17215	西4区 520号線	西区古江上一丁目711番地1地先
		西区古江上一丁目711番地4地先
17216	西4区 521号線	西区古江上一丁目641番地1地先
		西区古江上一丁目603番地1地先
17217	西5区 79号線	西区井口三丁目461番地1地先
		西区井口三丁目478番地5地先
17218	安佐南1区 159号線	安佐南区緑井七丁目2061番地1地先
		安佐南区緑井七丁目2120番地8地先
17219	安佐南2区 1144号線	安佐南区古市二丁目1623番地5地先
		安佐南区古市二丁目1633番地1地先
17220	安佐南2区 1145号線	安佐南区高取南一丁目1012番地12地先
		安佐南区高取南一丁目1010番地13地先
17221	安佐南2区 中筋温品線	安佐南区中筋四丁目118番地1地先
		安佐南区東野三丁目1196番地4地先
17222	安佐南4区 840号線	安佐南区伴中央二丁目3234番地3地先
		安佐南区伴中央二丁目3230番地4地先
17223	安佐北3区 978号線	安佐北区三入東二丁目2638番地地先
		安佐北区大林町字高谷2985番地1地先
17224	安佐北3区 979号線	安佐北区大林町字高谷2901番地1地先
		安佐北区大林町字高谷2820番地地先
17225	安佐北3区 980号線	安佐北区亀山一丁目1006番地8地先
		安佐北区亀山一丁目997番地15地先
17226	安芸1区 668号線	安芸区上瀬野南一丁目1789番地2地先
		安芸区上瀬野南一丁目1791番地1地先
17227	安芸1区 669号線	安芸区上瀬野町字大元谷山10001番地106地先
		安芸区上瀬野町字瀬野越山10619番地380地先
17228	安芸1区 670号線	安芸区上瀬野町字瀬野越山10619番地402地先
		安芸区上瀬野町字瀬野越山10619番地364地先
17229	安芸1区 671号線	安芸区上瀬野町字瀬野越山10619番地400地先
		安芸区上瀬野町字瀬野越山10619番地605地先
17230	安芸1区 672号線	安芸区上瀬野町字瀬野越山10619番地396地先
		安芸区上瀬野町字瀬野越山10619番地606地先
17231	佐伯3区 330号線	佐伯区三宅一丁目1003番地7地先
		佐伯区三宅一丁目1003番地4地先
17232	佐伯4区 564号線	佐伯区五日市二丁目1130番地2地先
		佐伯区五日市二丁目210番地4地先

17233	佐伯4区 565号線	佐伯区新宮苑14番地20地先
		佐伯区新宮苑14番地24地先
17234	佐伯4区 566号線	佐伯区美の里一丁目790番地1地先
		佐伯区美の里一丁目790番地1地先

~~~~~

**広島市告示第311号**  
平成29年6月30日

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、告示します。

その関係図面は、平成29年6月30日から同年7月14日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名             | 敷地の幅員                       | 敷地の延長          |
|-------|-----------------|-----------------------------|----------------|
| 市道    | 東1区<br>544号線    | メートル<br>4.20<br>}<br>6.70   | メートル<br>40.00  |
| 市道    | 西4区<br>520号線    | メートル<br>6.00<br>}<br>16.24  | メートル<br>72.24  |
| 市道    | 西4区<br>521号線    | メートル<br>4.20<br>}<br>7.96   | メートル<br>52.81  |
| 市道    | 西5区<br>79号線     | メートル<br>3.90<br>}<br>6.40   | メートル<br>203.82 |
| 市道    | 安佐南1区<br>159号線  | メートル<br>2.80<br>}<br>5.20   | メートル<br>68.65  |
| 市道    | 安佐南2区<br>1144号線 | メートル<br>5.00<br>}<br>9.90   | メートル<br>78.58  |
| 市道    | 安佐南2区<br>1145号線 | メートル<br>4.22<br>}<br>8.19   | メートル<br>63.65  |
| 市道    | 安佐南2区<br>中筋温品線  | メートル<br>25.00<br>}<br>50.00 | メートル<br>820.00 |
| 市道    | 安佐南4区<br>840号線  | メートル<br>4.10<br>}<br>10.27  | メートル<br>63.55  |
| 市道    | 安佐北3区<br>978号線  | メートル<br>6.60<br>}<br>41.00  | メートル<br>470.50 |
| 市道    | 安佐北3区<br>979号線  | メートル<br>6.40<br>}<br>9.30   | メートル<br>183.70 |

|    |                |                            |                |
|----|----------------|----------------------------|----------------|
| 市道 | 安佐北3区<br>980号線 | メートル<br>6.00<br>＼<br>12.00 | メートル<br>61.89  |
| 市道 | 安芸1区<br>668号線  | メートル<br>7.21<br>＼<br>34.10 | メートル<br>203.80 |
| 市道 | 安芸1区<br>669号線  | メートル<br>4.00<br>＼<br>45.50 | メートル<br>239.70 |
| 市道 | 安芸1区<br>670号線  | メートル<br>4.80<br>＼<br>23.50 | メートル<br>469.90 |
| 市道 | 安芸1区<br>671号線  | メートル<br>4.03<br>＼<br>6.15  | メートル<br>91.90  |
| 市道 | 安芸1区<br>672号線  | メートル<br>5.70<br>＼<br>8.52  | メートル<br>101.97 |
| 市道 | 佐伯3区<br>330号線  | メートル<br>5.00<br>＼<br>10.84 | メートル<br>68.20  |
| 市道 | 佐伯4区<br>564号線  | メートル<br>8.00<br>＼<br>15.47 | メートル<br>85.14  |
| 市道 | 佐伯4区<br>565号線  | メートル<br>4.53<br>＼<br>8.61  | メートル<br>23.00  |
| 市道 | 佐伯4区<br>566号線  | メートル<br>2.20<br>＼<br>14.70 | メートル<br>38.00  |

広島市告示第312号

平成29年6月30日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年6月30日から同年7月14日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名          | 供用開始区間           | 供用開始の期日    |
|-------|--------------|------------------|------------|
| 市道    | 東1区<br>544号線 | 東区温品四丁目1011番地4地先 | 平成29年6月30日 |
|       |              | 東区温品四丁目1012番地3地先 |            |
| 市道    | 西4区<br>520号線 | 西区古江上一丁目711番地1地先 | 平成29年6月30日 |
|       |              | 西区古江上一丁目711番地4地先 |            |

|    |                 |                          |            |
|----|-----------------|--------------------------|------------|
| 市道 | 西4区<br>521号線    | 西区古江上一丁目641番地1地先         | 平成29年6月30日 |
|    |                 | 西区古江上一丁目603番地1地先         |            |
| 市道 | 西5区<br>79号線     | 西区井口三丁目461番地1地先          | 平成29年6月30日 |
|    |                 | 西区井口三丁目478番地54地先         |            |
| 市道 | 安佐南1区1<br>59号線  | 安佐南区緑井七丁目2061番地1地先       | 平成29年6月30日 |
|    |                 | 安佐南区緑井七丁目2120番地8地先       |            |
| 市道 | 安佐南2区1<br>144号線 | 安佐南区古市二丁目1623番地5地先       | 平成29年6月30日 |
|    |                 | 安佐南区古市二丁目1633番地1地先       |            |
| 市道 | 安佐南2区1<br>145号線 | 安佐南区高取南一丁目1012番地12地先     | 平成29年6月30日 |
|    |                 | 安佐南区高取南一丁目1010番地13地先     |            |
| 市道 | 安佐南4区8<br>40号線  | 安佐南区伴中央二丁目3234番地3地先      | 平成29年6月30日 |
|    |                 | 安佐南区伴中央二丁目3230番地4地先      |            |
| 市道 | 安佐北3区9<br>80号線  | 安佐北区亀山一丁目1006番地8地先       | 平成29年6月30日 |
|    |                 | 安佐北区亀山一丁目997番地15地先       |            |
| 市道 | 安芸1区66<br>9号線   | 安芸区上瀬野町字大元谷山10001番地106地先 | 平成29年6月30日 |
|    |                 | 安芸区上瀬野町字瀬野越山10619番地380地先 |            |
| 市道 | 安芸1区67<br>0号線   | 安芸区上瀬野町字瀬野越山10619番地402地先 | 平成29年6月30日 |
|    |                 | 安芸区上瀬野町字瀬野越山10619番地364地先 |            |
| 市道 | 安芸1区67<br>1号線   | 安芸区上瀬野町字瀬野越山10619番地400地先 | 平成29年6月30日 |
|    |                 | 安芸区上瀬野町字瀬野越山10619番地605地先 |            |
| 市道 | 安芸1区67<br>2号線   | 安芸区上瀬野町字瀬野越山10619番地396地先 | 平成29年6月30日 |
|    |                 | 安芸区上瀬野町字瀬野越山10619番地606地先 |            |
| 市道 | 佐伯3区33<br>0号線   | 佐伯区三宅一丁目1003番地7地先        | 平成29年6月30日 |
|    |                 | 佐伯区三宅一丁目1003番地4地先        |            |
| 市道 | 佐伯4区56<br>4号線   | 佐伯区五日市二丁目1130番地2地先       | 平成29年6月30日 |
|    |                 | 佐伯区五日市二丁目210番地4地先        |            |
| 市道 | 佐伯4区56<br>5号線   | 佐伯区新宮苑14番地20地先           | 平成29年6月30日 |
|    |                 | 佐伯区新宮苑14番地24地先           |            |
| 市道 | 佐伯4区56<br>6号線   | 佐伯区美の里一丁目790番地1地先        | 平成29年6月30日 |
|    |                 | 佐伯区美の里一丁目790番地1地先        |            |

広島市告示(中区)第135号

平成29年6月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第136号

平成29年6月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第137号

平成29年6月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第138号

平成29年6月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第139号

平成29年6月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第140号

平成29年6月6日

東新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、5月31日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第141号

平成29年6月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第142号

平成29年6月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第143号

平成29年6月6日

基町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、6月2日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第144号

平成29年6月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により



次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示 (中区) 第145号

平成29年6月14日

広島バスセンター西自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、6月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示 (中区) 第146号**

平成29年6月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示 (中区) 第147号

平成29年6月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示 (中区) 第148号**

平成29年6月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示 (中区) 第149号

平成29年6月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市

条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示 (中区) 第150号**

平成29年6月15日

東新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、6月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

~~~~~  
広島市告示 (中区) 第151号

平成29年6月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示 (中区) 第152号**

平成29年6月22日

袋町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、6月14日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

~~~~~  
広島市告示 (中区) 第153号

平成29年6月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第154号

平成29年6月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第155号

平成29年6月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第156号

平成29年6月22日

大手町及び小町第2自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、6月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第157号

平成29年6月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第158号

平成29年6月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第159号

平成29年6月26日

相生、富士見第2及び小町第2自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、6月22日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第160号

平成29年6月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第161号

平成29年6月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第162号

平成29年6月28日

公 告

下記の物件を拾得した旨、水難救護法第24条により届け出がありましたので同法25条に基づき公告します。

心当たりの方は、広島市中区役所建設部維持管理課まで申し出てください。

広島市長 松井一實

(中区役所建設部維持管理課)

拾得物件				拾得場所	拾得年月日
品目	数量	内訳			
		長さ	幅	広島市中区基町2番沖	平成29年6月27日
釣り舟	1艇	7.3m	1.1m		

広島市告示（中区）第163号

平成29年6月30日

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のように設置します。

その関係図書は、広島市中区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	供用開始の期日	区域
東部河岸緑地 (京橋川右岸 (御幸橋～宇 品橋))	中区千田町3 丁目 中区南千田東 町	平成29年6月 30日	別紙のとおり

広島市告示（東区）第50号

平成29年6月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第51号

平成29年6月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第52号

平成29年6月13日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年6月13日から同月27日まで東区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
広島市道	東5区1号線	東区山根町字大内越50番130地先から東区山根町字大内越50番165地先まで	旧	5.0m ～ 10.0m	17.0m
			新	5.0m ～ 10.0m	

広島市告示（東区）第53号

平成29年6月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成18年6月14日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可したライブヒルズ未来町内会について、次のとおり変更したので、同条第10項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

- 代表者の氏名及び住所
吉田 篤子 広島市東区中山西二丁目23番20号を
高橋 真由美 広島市東区中山西二丁目29番5号に変更する。
- 事務所の所在地の変更
広島市東区中山西二丁目23番20号を
広島市東区中山西二丁目29番5号に変更する。

広島市告示（東区）第54号

平成29年6月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第55号

平成29年6月20日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成26年12月2日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可したサンヒルズ中山町内会について、次のとおり変更しましたので、同条第10項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

- 代表者の氏名及び住所
長船 秀樹 広島市東区中山上一丁目13番17号を
末永 健介 広島市東区中山上一丁目22番5号に変更する。

広島市告示（東区）第56号

平成29年6月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第57号

平成29年6月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第58号

平成29年6月27日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年6月27日から同年7月11日まで東区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道東1区525号線	東区福田一丁目785番6地先から東区福田一丁目786番2地先まで	旧	6.0m ～ 7.7m	30.0m
		新	6.0m ～ 8.0m	

広島市告示(東区)第59号

平成29年6月27日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年6月27日から同年7月11日まで東区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道東1区525号線	東区福田一丁目785番6地先から東区福田一丁目786番2地先まで	平成29年6月27日

広島市告示(東区)第60号

平成29年6月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(南区)第78号

平成29年6月1日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年6月1日から同年6月15日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	南1区7号線	南区松原町100番地地先から南区松原町100番地地先まで	旧	メートル 10.70 ～ 10.90	メートル 39.00
			新	メートル 15.80 ～ 16.00	メートル 39.00
市道	南1区12号線	南区猿猴橋町4番地1地先から南区猿猴橋町4番地14地先まで	旧	メートル 9.90 ～ 17.03	メートル 45.50
			新	メートル 11.00 ～ 18.03	メートル 45.50

広島市告示(南区)第79号

平成29年6月1日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年6月1日から同年6月15日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	南1区7号線	南区松原町100番地地先から南区松原町100番地地先まで	平成29年6月1日
市道	南1区12号線	南区猿猴橋町4番地1地先から南区猿猴橋町4番地14地先まで	平成29年6月1日

広島市告示(南区)第80号

平成29年6月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第81号

平成29年6月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第82号

平成29年6月8日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年6月8日から同年6月22日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
主要地方道	広島中島線	南区松原町88番地地先から 南区松原町90番地地先まで	旧	メートル 9.95 ～ 20.70	メートル 114.94
			新	メートル 12.95 ～ 24.20	メートル 114.94
市道	南1区13号線	南区松原町88番地地先から 南区松原町88番地地先まで	旧	メートル 9.90 ～ 22.70	メートル 216.01
			新	メートル 12.00 ～ 41.50	メートル 216.01

広島市告示(南区)第83号

平成29年6月8日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年6月8日から同年6月22日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
主要地方道	広島中島線	南区松原町88番地地先から 南区松原町90番地地先まで	平成29年6月8日
市道	南1区13号線	南区松原町88番地地先から 南区松原町88番地地先まで	平成29年6月8日

広島市告示(南区)第84号

平成29年6月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第85号

平成29年6月12日

広島市広島駅南口第三自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、6月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第86号

平成29年6月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第87号

平成29年6月13日

青崎一丁目駐輪場、天神川南駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、6月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第88号

平成29年6月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~

**広島市告示(南区)第89号**

平成29年6月16日

広島市広島駅南口第二自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、6月15日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~

広島市告示(南区)第90号

平成29年6月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~

**広島市告示(南区)第91号**

平成29年6月21日

広島市広島駅南口第三自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、6月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~

広島市告示(南区)第92号

平成29年6月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~

**広島市告示(南区)第93号**

平成29年6月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~

広島市告示(南区)第94号

平成29年6月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~

**広島市告示(南区)第95号**

平成29年6月27日

広島市広島駅南口第五自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、6月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~

広島市告示(南区)第96号

平成29年6月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~

**広島市告示(南区)第97号**

平成29年6月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~

広島市告示(西区)第46号

平成29年6月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~

**広島市告示(西区)第47号**

平成29年6月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第48号

平成29年6月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第49号

平成29年6月9日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和を、下記の対象区域について認定しました。

この関係図書は、西区役所建設部建築課において縦覧します。

広島市長 松井一實

記

- 1 対象区域の名称 草津港二丁目
- 2 対象区域の位置 広島市西区草津港二丁目  
17-8, 17-17, 17-18, 17-19, 17-20, 17-21, 17-22, 17-23, 17-24, 17-25, 17-26, 17-27, 17-28, 17-29, 17-30, 17-31, 17-32, 17-33, 17-34, 17-35, 17-36, 17-37, 17-38, 17-39, 17-40, 17-41, 17-42, 17-43, 17-44, 17-45, 17-46
- 3 認定番号 第H29認定通知広島市建40002号
- 4 認定年月日 平成29年6月9日

広島市告示（西区）第50号

平成29年6月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第51号

平成29年6月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第52号

平成29年6月19日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第1号
- 2 指定年月日 平成29年6月19日
- 3 道路の位置 広島市西区己斐西町の2265番14の一部及び2265番17の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.50メートル  
延長 34.90メートル

広島市告示（西区）第53号

平成29年6月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第54号

平成29年6月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第55号

平成29年6月28日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第2号
- 2 指定年月日 平成29年6月28日
- 3 道路の位置 広島市西区井口三丁目247番56の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 5.20～6.20メートル、6.20メートル  
延長 23.50メートル



広島市告示(西区)第56号

平成29年6月28日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第3号
- 2 指定年月日 平成29年6月28日
- 3 道路の位置 広島市西区井口一丁目の25番12の一部、1556番1の一部、1556番4の一部、1558番2の一部、1607番の一部、1612番1の一部、1610番の一部及び1607番地先市道
- 4 幅員及び延長 幅員 4.62～6.00メートル  
延長 135.45メートル



広島市告示(西区)第57号

平成29年6月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實



広島市告示(安佐南区)第64号

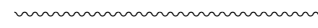
平成29年6月5日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、平成29年6月5日から同年6月19日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等               | 所在(起点及び終点)                                     |
|----|--------------------|------------------------------------------------|
| 水路 | K4-E4-と-1-43-44号水路 | 広島市安佐南区伴中央六丁目487番地先から<br>広島市安佐南区伴中央六丁目487番地先まで |



広島市告示(安佐南区)第65号

平成29年6月6日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第4号
- 2 指定年月日 平成29年6月6日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区緑井五丁目の3546番5の一部、3549番の一部、3549番地先市道(安佐南1区184号)及び3554番8の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.21～6.21メートル  
延長 48.87メートル



広島市告示(安佐南区)第66号

平成29年6月7日

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のとおり告示します。

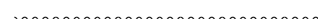
その関係図書は、広島市安佐南区農林建設部維持管理課において縦覧します。

広島市長 松井一實

記

| 名称       | 所在地              | 供用開始の期日   | 区域     |
|----------|------------------|-----------|--------|
| 春日野第十公園  | 安佐南区山本新町四丁目417番  | 平成29年6月7日 | 別図のとおり |
| 春日野第十一公園 | 安佐南区山本新町四丁目416番1 | 平成29年6月7日 | 別図のとおり |

別図 略



広島市告示(安佐南区)第67号

平成29年6月7日

都市公園の区域を次のとおり変更するので、広島市公園条例(昭和39年広島市条例第18号)第16条の2の規定に基づき告示します。

その関係図書は、広島市安佐南区農林建設部維持管理課において縦覧します。

広島市長 松井一實

記

| 名称 | 所在地 | 面積 | 変更の期日 | 区域 |
|----|-----|----|-------|----|
|----|-----|----|-------|----|



|         |     |              |        |           |        |
|---------|-----|--------------|--------|-----------|--------|
| 安東下第二公園 | 変更前 | 安佐南区安東四丁目 地内 | 2,488㎡ | 平成29年6月7日 | 別紙のとおり |
|         | 変更後 | 安佐南区安東四丁目 地内 | 2,523㎡ |           |        |

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第68号

平成29年6月9日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号に規定する道路として指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第2号
- 2 指定年月日 平成29年6月9日
- 3 路線名 県道 八木緑井線
- 4 道路の位置 起点：広島市安佐南区緑井五丁目3563-1地先  
終点：広島市安佐南区緑井五丁目3527-3地先
- 5 道路延長 124.00メートル
- 6 道路幅員 10.34~13.78メートル

広島市告示(安佐南区)第69号

平成29年6月12日

長期間駐車されていた別紙の自転車等については、平成29年6月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第70号

平成29年6月16日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定に基づき、一つの敷地とみなすこと等による下記の一団地を認定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区農林建設部建築課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

- 1 申請者 広島市長 松井一實
- 2 一団地の名称 沼田高等学校

3 一団地の区域

広島市安佐南区伴東六丁目の152番3, 153番, 153番2, 154番5, 156番2, 157番2, 157番3, 158番3, 190番1, 190番8, 193番2, 206番1, 208番2, 214番2, 220番3, 235番2, 235番3, 8047番1, 8047番10, 8049番7, 8049番10, 8061番, 8072番1, 8072番5, 8072番7, 8072番10, 8076番4, 8077番1, 8080番, 8080番2, 8080番3, 8082番2及び8083番

4 認定番号

第H29認定通知広島市建50001号

5 認定年月日

平成29年6月16日

広島市告示(安佐南区)第71号

平成29年6月20日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。  
その関係図面は、平成29年6月20日から同年7月4日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等        | 所在(起点及び終点)                                    |
|----|-------------|-----------------------------------------------|
| 里道 | 安佐南1区841号里道 | 広島市安佐南区八木四丁目1651番25地先から<br>安佐南区八木四丁目1651番30地先 |

| 区分 | 路線名等        | 所在(起点及び終点)                                  |
|----|-------------|---------------------------------------------|
| 里道 | 安佐南1区842号里道 | 広島市安佐南区八木四丁目1645番地先から<br>安佐南区八木四丁目1651番27地先 |

広島市告示(安佐南区)第72号

平成29年6月20日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第6号
- 2 指定年月日 平成29年6月20日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内三丁目の655番1の一部, 655番2の一部及び656番5の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.50メートル  
延長 18.56メートル

広島市告示(安佐南区)第73号

平成29年6月21日  
長期間駐車されていた別紙の自転車等については、平成29年6月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第74号

平成29年6月22日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように廃止しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 廃止番号 第7号
- 2 廃止年月日 平成29年6月22日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区長東三丁目986番5の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル  
延長 36.425メートル

広島市告示(安佐南区)第75号

平成29年6月26日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第8号
- 2 指定年月日 平成29年6月26日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内五丁目の1240番1の一部及び1248番の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20メートル  
延長 29.36メートル

広島市告示(安佐南区)第76号

平成29年6月26日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように廃止しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 廃止番号 第5号
- 2 廃止年月日 平成29年6月26日

3 道路の位置 広島市安佐南区長東一丁目152番5の一部

4 幅員及び延長 幅員 4.000メートル

延長 12.935メートル

広島市告示(安佐南区)第77号

平成29年6月28日

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のとおり告示します。

その関係図書は、広島市安佐南区農林建設部維持管理課において縦覧します。

広島市長 松井一實

記

| 名称      | 所在地        | 供用開始の期日   | 区域     |
|---------|------------|-----------|--------|
| 伴中央第一公園 | 安佐南区伴中央一丁目 | 平成29年7月1日 | 別図のとおり |

別図 略

広島市告示(安佐南区)第78号

平成29年6月28日

次のとおり市街化区域内の里道及び水路を廃止します。

その関係図面は、平成29年6月28日から同年7月12日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等              | 所在(起点及び終点)                    |
|----|-------------------|-------------------------------|
| 里道 | 安佐南2区107号里道       | 安佐南区上安六丁目1254番2地先から丙1254番地先まで |
| 水路 | K4-E2-か-6-3-25号水路 | 安佐南区上安1252番1地先から1255番6地先まで    |
| 水路 | K4-E2-か-6-3-26号水路 | 安佐南区上安1252番1地先から1252番1地先まで    |
| 水路 | K4-E2-か-6-3-27号水路 | 安佐南区上安1252番1地先から1252番1地先まで    |

広島市告示(安佐南区)第79号

平成29年6月28日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成29年6月28日から同年7月12日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等 | 路線名等 | 所在(起点及び終点) |
|----|------|------|------------|
|----|------|------|------------|

|    |   |                 |                                |
|----|---|-----------------|--------------------------------|
| 里道 | 旧 | 安佐南2区1<br>14号里道 | 安佐南区上安六丁目1251番2<br>地先～1255番6地先 |
|    | 新 |                 | 安佐南区上安六丁目1251番2<br>地先～1251番1地先 |

広島市告示(安佐北区)第43号

平成29年6月8日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成29年6月8日から同月22日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等                 | 所在(起点及び終点)                             |
|----|----------------------|----------------------------------------|
| 水路 | K4-F3-K臺<br>-5-65号水路 | 安佐北区大林町字台521番地先から<br>安佐北区大林町字台556番地先まで |

広島市告示(安佐北区)第44号

平成29年6月8日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、平成29年6月8日から同月22日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等             | 所在(起点及び終点)                             |
|----|------------------|----------------------------------------|
| 里道 | 安佐北3区447<br>5号里道 | 安佐北区大林町字台521番地先から<br>安佐北区大林町字台556番地先まで |

広島市告示(安佐北区)第45号

平成29年6月8日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成29年6月8日から同月22日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等             | 所在(起点及び終点)                             |
|----|-----|------------------|----------------------------------------|
| 里道 | 旧   | 安佐北3区4<br>475号里道 | 安佐北区大林町字台521番地先から<br>安佐北区大林町字台556番地先まで |
|    | 新   | 安佐北3区4<br>475号里道 | 安佐北区大林町字台521番地先から<br>安佐北区大林町字台556番地先まで |

広島市告示(安佐北区)第46号

平成29年6月16日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり廃止しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1. 廃止番号 第2号
2. 廃止年月日 平成29年6月16日
3. 道路の位置 広島市安佐北区可部南五丁目の1746番5,1746番8,1751番5,1751番8及び1751番4の一部
4. 幅員及び延長 幅員 4.00メートル  
延長 33.4メートル

広島市告示(安佐北区)第47号

平成29年6月22日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成4年12月22日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した新宮自治会(代表者 中山 義明)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項  
代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

|            | 旧                               | 新                              |
|------------|---------------------------------|--------------------------------|
| 代表者の氏名及び住所 | 中山 義明<br>広島市安佐北区白木町大字井原1564番地の4 | 蜂須賀 純二<br>広島市安佐北区白木町大字井原1424番地 |

広島市告示(安佐北区)第48号

平成29年6月30日

可部駅東口駐輪場、下深川駅北口駐輪場、下深川駅南口駐輪場、安芸矢口駅駐輪場及び玖村駅駐輪場に長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年6月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第49号

平成29年6月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安芸区）第51号

平成29年6月1日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、平成7年1月19日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した瀬野川団地自治会（代表者 宮本 秀一）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容  
区域

改定前

広島市安芸区中野7丁目1番地のうち土地地番3786番3の区域、2番～16番の区域、17番のうち土地地番840番15、840番16、840番74の区域、18番、20番の区域、広島市安芸区瀬野1丁目のうち土地地番3705番2の区域、広島市安芸区中野町のうち土地地番849番40、849番45の区域

改定後

広島市安芸区中野7丁目1番～18番の区域、20番の区域

広島市告示（安芸区）第52号

平成29年6月1日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、平成18年6月14日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した神立自治会（代表者 中川 和博）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

1 事務所

広島市安芸区上瀬野町370番地116

2 代表者の氏名及び住所

稲田 俊彦

広島市安芸区上瀬野町370番地116

広島市告示（安芸区）第53号

平成29年6月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安芸区）第54号

平成29年6月15日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、6月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（安芸区）第55号

平成29年6月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安芸区）第56号

平成29年6月26日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、6月23日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（佐伯区）第75号

平成29年6月1日

広島市公園条例第16条の2の規定に基づき、都市公園の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、平成29年6月15日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

| 公園名称      | 所在地              | 供用開始の期日   | 区域     |
|-----------|------------------|-----------|--------|
| 美鈴が丘西第一公園 | 広島市佐伯区美鈴が丘西三丁目6番 | 平成29年6月1日 | 別図のとおり |

別図 略

広島市告示（佐伯区）第76号

平成29年6月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第77号

平成29年6月1日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年5月31日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第78号

平成29年6月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第79号

平成29年6月6日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第4号
- 2 指定年月日 平成29年6月6日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区海老園一丁目の2709番5の一部、2710番7の一部及び2710番8の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル  
延長 40.09メートル

広島市告示（佐伯区）第80号

平成29年6月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第81号

平成29年6月9日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年6月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第82号

平成29年6月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第83号

平成29年6月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第84号

平成29年6月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第85号

平成29年6月21日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図書は、平成29年6月21日から同年7月5日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等           | 所在（起点及び終点）               |
|----|----------------|--------------------------|
| 水路 | K4-2-162-13号水路 | 佐伯区五日市町大字石内字大津5860番1地先から |
|    |                | 佐伯区五日市町大字石内字大津5860番1地先まで |

広島市告示（佐伯区）第86号

平成29年6月21日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図書は、平成29年6月21日から同年7月5日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等        | 所在（起点及び終点）                                           |
|----|-------------|------------------------------------------------------|
| 里道 | 佐伯1区1580号里道 | 佐伯区五日市町大字石内字大津5860番1地先から<br>佐伯区五日市町大字石内字大津5860番1地先まで |

広島市告示（佐伯区）第87号

平成29年6月26日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を変更します。

その関係図面は、平成29年6月26日から同年7月10日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等         | 新旧別 | 所在（起点及び終点）                |
|----|--------------|-----|---------------------------|
| 水路 | K4-H-70-1-6  | 旧   | 広島市佐伯区坪井三丁目24番5地先～24番5地先  |
|    |              | 新   | 広島市佐伯区坪井三丁目24番5地先～23番1地先  |
| 水路 | K4-H-122-4-7 | 旧   | 広島市佐伯区三宅六丁目104番地先～104番地先  |
|    |              | 新   | 広島市佐伯区三宅六丁目104番地先～102番2地先 |
| 里道 | 佐伯3区270号     | 旧   | 広島市佐伯区三宅六丁目102番1地先～89番2地先 |
|    |              | 新   | 広島市佐伯区三宅六丁目102番1地先～89番3地先 |

広島市告示（佐伯区）第88号

平成29年6月27日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年6月27日から同年7月11日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名       | 変更区間                                         | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長         |
|-------|-----------|----------------------------------------------|-----|---------------------------|---------------|
| 市道    | 佐伯4区338号線 | 佐伯区五日市六丁目858番160地先から<br>佐伯区五日市六丁目858番162地先まで | 旧   | メートル<br>3.07<br>～<br>7.00 | メートル<br>18.60 |
|       |           |                                              | 新   | メートル<br>4.10<br>～<br>8.00 | メートル<br>18.60 |

広島市告示（佐伯区）第89号

平成29年6月27日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年6月27日から同年7月11日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名       | 供用開始                                         | 供用開始の期日    |
|-------|-----------|----------------------------------------------|------------|
| 市道    | 佐伯4区338号線 | 佐伯区五日市六丁目858番160地先から<br>佐伯区五日市六丁目858番162地先まで | 平成29年6月27日 |

広島市告示（佐伯区）第90号

平成29年6月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第91号

平成29年6月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、

保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第92号

平成29年6月30日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、平成29年6月30日から同年7月14日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

Table with 3 columns: 区分, 路線名等, 所在(起点及び終点). Content includes route information for '佐伯5区麦谷99-1号里道'.

区告示

広島市南区告示第4号

平成29年6月15日

自動車臨時運行に関する取扱規則第2条第5項の規定により、つぎの自動車臨時運行許可番号標は失効しました。

広島市南区長 胡麻田 泰 江

自動車臨時運行許可番号標 広島 18-02

広島市安佐南区告示第4号

平成29年6月30日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。)の状況について、同条第3項の規定に基づき公表します。

広島市安佐南区長 品川 弘 司

(平成28年度の状況)

(安佐南区市民課)

Table with 4 columns: 国又は地方公共団体の機関の名称, 請求事由の概要, 閲覧の年月日, 閲覧に係る住民の範囲. Content includes information for Hiroshima Prefecture Health and Welfare Agency and Self-Defense Forces.

備考 公表の対象は、閲覧日が平成28年4月1日から平成29年3月31日までのものです。

(佐東出張所)

Table with 4 columns: 国又は地方公共団体の機関の名称, 請求事由の概要, 閲覧の年月日, 閲覧に係る住民の範囲. Content includes information for Self-Defense Forces Hiroshima Regional Cooperation Headquarters.

備考 公表の対象は、閲覧日が平成28年4月1日から平成29年3月31日までのものです。

(祇園出張所)

Table with 4 columns: 国又は地方公共団体の機関の名称, 請求事由の概要, 閲覧の年月日, 閲覧に係る住民の範囲. Content includes information for Self-Defense Forces Hiroshima Regional Cooperation Headquarters.

備考 公表の対象は、閲覧日が平成28年4月1日から平成29年3月31日までのものです。

(沼田出張所)

Table with 4 columns: 国又は地方公共団体の機関の名称, 請求事由の概要, 閲覧の年月日, 閲覧に係る住民の範囲. Content includes information for Hiroshima Prefecture Health and Welfare Agency and Self-Defense Forces.

備考 公表の対象は、閲覧日が平成28年4月1日から平成29年3月31日までのものです。

広島市安佐南区告示第5号

平成29年6月30日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の2第1項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。)の状況について、同条第12項の規定に基づき公表します。

広島市安佐南区長 品川 弘 司

(平成28年度の状況)

(安佐南区市民課)

Table with 4 columns: 申出者の氏名, 利用目的の概要, 閲覧の年月日, 閲覧に係る住民の範囲. Content includes information for Nippon Broadcasting Association and a local information center.

|                                                                                                               |                        |             |                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 株式会社毎日新聞社<br>代表取締役社長<br>朝比奈 豊                                                                                 | 読書世論調査                 | 平成28年6月2日   | 安東一丁目                                                                 |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊                                                                                        | 国民生活に関する世論調査           | 平成28年6月7日   | 相田三丁目                                                                 |
| 株式会社中国新聞社<br>代表取締役社長 岡谷義則                                                                                     | 広島市広域商圏調査              | 平成28年6月15日  | 相田一丁目、七丁目、大町西二丁目、大町東一丁目、上安四丁目、高取北二丁目、長楽寺三丁目、中須二丁目、中筋三丁目、毘沙門台四丁目、安東七丁目 |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊                                                                                        | 2016年新聞及びウェブ利用に関する総合調査 | 平成28年6月22日  | 高取北一丁目                                                                |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘                                                                                     | 消費動向調査                 | 平成28年8月9日   | 大町東三丁目                                                                |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊                                                                                        | 土地問題に関する国民の意識調査        | 平成28年11月10日 | 安東二丁目                                                                 |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘                                                                                     | 家計消費状況調査               | 平成28年11月10日 | 毘沙門台二丁目                                                               |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 大室 真生                                                                                       | 生活と意識についての国際比較調査       | 平成28年12月20日 | 上安二丁目                                                                 |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘                                                                                     | 日本人と憲法2017調査           | 平成29年1月18日  | 上安五丁目                                                                 |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 大室 真生                                                                                       | 暮らしのなかの困りごとに関する全国調査    | 平成29年1月24日  | 中筋一丁目                                                                 |
| 株式会社日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博                                                                               | 生活意識に関するアンケート調査        | 平成29年2月23日  | 古市三丁目、古市四丁目、毘沙門台東一丁目                                                  |
| 備考<br>1 公表の対象は、閲覧日が平成28年4月1日から平成29年3月31日までのものです。<br>2 この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理人の氏名をいいます。 |                        |             |                                                                       |

| (平成28年度の状況)                                                                                                   |                                  |             | (佐東出張所)                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-------------|----------------------------------------------------------|
| 申出者の氏名                                                                                                        | 利用目的の概要                          | 閲覧の年月日      | 閲覧に係る住民の範囲                                               |
| 株式会社サーベイリサーチセンター代表取締役 戸祭 浩                                                                                    | 環境についての意識調査                      | 平成28年5月13日  | 川内三丁目                                                    |
| 株式会社中国新聞社代表取締役社長 岡谷義則                                                                                         | 広島市広域商圏調査                        | 平成28年6月23日  | 川内二丁目、緑井三、八丁目、八木一、六、九丁目                                  |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘                                                                                     | 参院選の政治意識調査                       | 平成28年7月12日  | 緑井七、八丁目                                                  |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 大室 真生                                                                                       | 2016年10月東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査 | 平成28年8月17日  | 八木二、五丁目                                                  |
| 株式会社日本リサーチセンター代表取締役社長 鈴木 稲博                                                                                   | 第3回くらしと生活設計に関する調査                | 平成28年10月27日 | 川内六丁目                                                    |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘                                                                                     | 家計消費状況調査                         | 平成29年2月8日   | 緑井一、二丁目                                                  |
| 備考<br>1 公表の対象は、閲覧日が平成28年4月1日から平成29年3月31日までのものです。<br>2 この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理人の氏名をいいます。 |                                  |             |                                                          |
| (平成28年度の状況)                                                                                                   |                                  |             | (祇園出張所)                                                  |
| 申出者の氏名                                                                                                        | 利用目的の概要                          | 閲覧の年月日      | 閲覧に係る住民の範囲                                               |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊                                                                                        | 日本放送協会が実施する「テレビ放送に関するアンケート」      | 平成28年5月18日  | 西原二丁目                                                    |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘                                                                                     | 家計消費状況調査                         | 平成28年5月31日  | 祇園二丁目                                                    |
| 株式会社中国新聞社代表取締役社長 岡谷義則                                                                                         | 広島市広域商圏調査                        | 平成28年6月28日  | 祇園二丁目・八丁目、長束五丁目、長束西四丁目、西原二丁目・九丁目、東原三丁目、山本二丁目・六丁目、山本新町五丁目 |



|                                                |                                     |                |                   |
|------------------------------------------------|-------------------------------------|----------------|-------------------|
| 株式会社<br>インタージリ<br>サーチ<br>代表取締役社<br>長 井上 孝<br>志 | 平成28年度市<br>民の社会貢献に<br>関する実態調査       | 平成28年8<br>月30日 | 祇園三丁目             |
| 一般社団法人<br>新情報センタ<br>ー<br>会長 安藤<br>昌弘           | 第8回男女の生<br>活と意識に関す<br>る調査           | 平成28年9<br>月7日  | 山本四丁目             |
| 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 大室<br>真生                 | 自殺対策に関す<br>る意識調査                    | 平成28年9<br>月27日 | 山本新町五丁目           |
| 株式会社<br>日本リサーチ<br>センター<br>代表取締役社<br>長 鈴木稲博     | 11月全国個人<br>視聴率調査                    | 平成28年9<br>月27日 | 西原九丁目             |
| 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 大室<br>真生                 | 職業に関する意<br>識調査                      | 平成28年1<br>月29日 | 西原八丁目             |
| 一般社団法人<br>新情報センタ<br>ー<br>会長 安藤<br>昌弘           | 低年齢層の子供<br>のインターネット<br>利用環境実態<br>調査 | 平成28年1<br>月28日 | 長東五丁目             |
| 株式会社<br>ビデオリサー<br>チ<br>代表取締役社<br>長 加藤 譲        | 全国たばこ喫煙<br>者調査                      | 平成28年1<br>月20日 | 西原三丁目、山<br>本新町二丁目 |
| 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 大室<br>真生                 | 社会意識に関す<br>る世論調査                    | 平成28年1<br>月20日 | 山本七丁目             |

備考

- 公表の対象は、閲覧日が平成28年4月1日から平成29年3月31日までのものです。
- この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理人の氏名をいいます。

(平成28年度の状況)

(沼田出張所)

| 申出者の氏名                                     | 利用目的の概要                 | 閲覧の年月日         | 閲覧に係る住民の範囲                         |
|--------------------------------------------|-------------------------|----------------|------------------------------------|
| 株式会社<br>日本リサーチ<br>センター<br>代表取締役社<br>長 鈴木稲博 | 6月全国個人視<br>聴率調査         | 平成28年5<br>月11日 | 伴南四丁目                              |
| 一般社団法人<br>新情報センタ<br>ー<br>会長 安藤<br>昌弘       | 家計消費状況調<br>査            | 平成28年6<br>月16日 | 伴東八丁目                              |
| 株式会社<br>中国新聞社<br>代表取締役社<br>長 岡谷義則          | 世論調査(広島<br>市広域商圏調<br>査) | 平成28年6<br>月8日  | 大塚西七丁目<br>伴中央二丁目<br>伴東三丁目<br>伴東五丁目 |

|                                           |                                                   |                |         |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------|----------------|---------|
| 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 西澤<br>豊             | 道路に関する世<br>論調査                                    | 平成28年7<br>月12日 | 大塚西七丁目  |
| 株式会社<br>サーベイリサ<br>ーチセンター<br>代表取締役<br>戸祭 浩 | 参院選の政治意<br>識調査2016<br>ミックスモード<br>(WEB・郵<br>送)並行調査 | 平成28年7<br>月27日 | 伴北七丁目   |
| 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 大室<br>真生            | 外交に関する世<br>論調査                                    | 平成28年1<br>月6日  | 大塚西六丁目  |
| 一般社団法人<br>新情報センタ<br>ー<br>会長 安藤<br>昌弘      | 家計消費状況調<br>査                                      | 平成28年1<br>月8日  | 大塚西三丁目  |
| 株式会社<br>インタージリ<br>サーチ<br>代表取締役社<br>長 井上孝志 | 家庭部門のCO<br>2排出実態統計<br>調査                          | 平成28年1<br>月28日 | 大塚西七丁目  |
| 株式会社<br>ビデオリサー<br>チ<br>代表取締役社<br>長 加藤 譲   | 全国たばこ喫煙<br>者調査                                    | 平成28年1<br>月20日 | 伴南一丁目   |
| 一般社団法人<br>新情報センタ<br>ー<br>会長 安藤<br>昌弘      | 家計消費状況調<br>査                                      | 平成29年2<br>月14日 | 沼田町大字阿戸 |

備考

- 公表の対象は、閲覧日が平成28年4月1日から平成29年3月31日までのものです。
- この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理人の氏名をいいます。

広島市安佐北区告示第4号

平成29年6月8日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市安佐北区長 立 岩 薫

記

| 氏名    | 住民票記載の住所                    | 職権処理の内容 |
|-------|-----------------------------|---------|
| 横田 一松 | 広島市安佐北区小河原町270番地3ハイツ西光寺A101 | 職権消除    |



広島市選挙管理委員会告示第2号

平成29年6月2日

平成29年6月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数

19,564人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

222,274人

- 3 地方自治法第80条第1項（議員の解職の請求）及び地方自治法第86条第1項（区の選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

|      |         |
|------|---------|
| 中 区  | 36,962人 |
| 東 区  | 33,119人 |
| 南 区  | 39,057人 |
| 西 区  | 51,872人 |
| 安佐南区 | 63,819人 |
| 安佐北区 | 41,341人 |
| 安芸区  | 21,922人 |
| 佐伯区  | 37,973人 |

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

163,032人

**区選管告示**

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第5号  
平成29年6月2日

広島市安佐南区選挙管理委員補充員である次の者は、区外転出

により平成29年4月1日失職した。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡 部 邦 昭

- 1 住 所 北海道余市郡仁木町北町2丁目1番地1
- 2 氏 名 萩 みゆき

**教育委員会告示**

広島市教育委員会告示第10号  
平成29年6月9日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
教育長 糸 山 隆

- 1 日 時 平成29年6月16日（金） 午前9時30分
- 2 場 所 中区役所6階教育委員会室
- 3 議 題

**【公開予定議題】**

- (1) 広島市立学校児童生徒数等（平成29年5月1日現在）について（報告）
- (2) 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について（代決報告）
- (3) 平成30年度広島市立高等学校及び広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針について（議案）
- (4) 平成30年度広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考の基本方針について（議案）

**監査公表**

広島市監査公表第6号  
平成29年6月13日

|         |         |
|---------|---------|
| 広島市監査委員 | 佐 伯 克 彦 |
| 同       | 井 上 周 子 |
| 同       | 米 津 欣 子 |
| 同       | 八 軒 幹 夫 |

**定期監査及び行政監査結果公表**

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

- 1 監査の対象
 

|       |       |                       |
|-------|-------|-----------------------|
| 財 政 局 | 税 務 部 | 税 制 課                 |
|       |       | （旧納税推進課から移管された事務を含む。） |
|       |       | 市民税課                  |
|       |       | 固定資産税課                |

市税事務所(中央, 東部, 西部, 北部)  
 税務室(南, 安芸, 佐伯, 安佐北)  
 取納対策部 徴収第一課  
 (旧納税推進課から移管された事務を含む。)  
 徴収第二課  
 徴収第三課  
 徴収第四課  
 特別滞納整理課

区役所 (中)  
 市民部 市民課  
 市役所サービス・コーナー  
 (東, 南, 西, 安佐南, 安佐北, 安芸, 佐伯)  
 市民部 出張所(12か所)  
 連絡所(6か所)

- 2 監査の範囲  
 平成28年度に属する収入, 支出, 契約等財務に関する事務等  
 ただし, 必要に応じて過年度の事務も対象とした。
- 3 監査の期間  
 平成28年11月7日から平成29年5月25日まで
- 4 監査の方法  
 監査に当たっては, 財務事務が適正に執行されているかどうか, 並びに市の事務が合規的, 経済的, 効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し, 抽出により関係書類を検査照合するとともに, 関係職員から説明を聴取した。
- 5 監査の結果  
 おおむね適正に処理されていた。
- 6 監査の意見  
 (バーコード付郵便物の料金割引について)  
 所定のバーコードを記載した郵便物を, 同時に一定数以上出す場合には, 料金の割引が受けられることとなっている。  
 しかしながら, 西部市税事務所及び北部市税事務所においては, 料金の割引を受けられる場合であるにもかかわらず, 料金後納郵便物差出票にバーコード付郵便物であることを記載しなかったため, 郵便局において割引対象であるとの認識がなされず, 料金の割引を受けられなかった事例が見受けられた。  
 ついては, 今後, 確実に料金の割引を受けられるよう, 料金後納郵便物差出票にバーコード付郵便物の区分を設けるなどの改善を図られたい。  
 また, 内部統制の観点から, 同様の事務を行っている部局間での情報共有などの対策を講じられたい。

~~~~~  
 広島市監査公表第7号

平成29年6月13日

広島市監査委員 佐伯克彦
 同 井上周子
 同 米津欣子
 同 八軒幹夫

定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果
 公表

地方自治法第199条第2項, 第4項及び第7項の規定により標記の監査を実施したので, 同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

- 1 監査の対象
 健康福祉局 高齢福祉部 高齢福祉課
 地域包括ケア推進課
 介護保険課
 保健部 保健医療課
 区役所 (中, 東, 南, 西, 安佐南, 安佐北, 安芸, 佐伯)
 厚生部 生活課
 健康長寿課
 公益財団法人広島市老人クラブ連合会
 地方独立行政法人広島市立病院機構
- 2 監査の範囲
 平成28年度に属する収入, 支出, 契約等財務に関する事務等
 (財政援助団体等にあつては, 出納その他の事務に限る。)
 ただし, 必要に応じて過年度の事務も対象とした。
- 3 監査の期間
 平成28年11月14日から平成29年5月25日まで
- 4 監査の方法
 監査に当たっては, 財務事務が適正に執行されているかどうか, 並びに市の事務が合規的, 経済的, 効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し, 抽出により関係書類を検査照合するとともに, 関係職員から説明を聴取した(財政援助団体等の監査に当たっては, 出納及び出納に関連した事務が適正に執行されているかどうか, 抽出により関係書類を検査照合するとともに, 関係職員から説明を聴取した。)
 また, 消耗品費の支出に係る事務について, 抽出により地方自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を実施した。
- 5 監査の結果
 おおむね適正に処理されていた。
- 6 監査の意見
 (バーコード付郵便物の料金割引について)
 所定のバーコードを記載した郵便物を, 同時に一定数以上出す場合には, 料金の割引が受けられることとなっている。
 しかしながら, 健康福祉局高齢福祉部介護保険課及び中区厚生部健康長寿課においては, 料金の割引を受けられる場合であ

るにもかかわらず、料金後納郵便物差出票にバーコード付郵便物であることを記載しなかったため、郵便局において割引対象であるとの認識がなされず、料金の割引を受けられなかった事例が見受けられた。

ついては、今後、確実に料金の割引を受けられるよう、料金後納郵便物差出票にバーコード付郵便物の区分を設けるなどの改善を図られたい。

また、内部統制の観点から、同様の事務を行っている部局間での情報共有などの対策を講じられたい。

広島市監査公表第8号

平成29年6月13日

広島市監査委員 佐伯克彦
同 井上周子
同 米津欣子
同 八軒幹夫

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

- 1 監査の対象
こども未来局 阿戸認定こども園 保育園(23園)
(注)保育園(23園)のうち1園については、直前通知型定期監査を実施した。
2 監査の範囲
平成28年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等
ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。
3 監査の期間
平成29年2月15日から同年5月17日まで
4 監査の方法
監査に当たっては、財務事務が適正に執行されているかどうか、並びに市の事務が法規的、経済的、効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。
5 監査の結果
おおむね適正に処理されていた。

広島市監査公表第9号

平成29年6月13日

広島市監査委員 佐伯克彦
同 井上周子
同 米津欣子
同 八軒幹夫

定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果公表

地方自治法第199条第2項、第4項及び第7項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

- 1 監査の対象
都市整備局 都市機能調整部
東区役所 市民部 区政調整課
地域起こし推進課
広島駅南口開発株式会社
2 監査の範囲
平成28年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等
(財政援助団体等にあつては、出納その他の事務に限る。)
ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。
3 監査の期間
平成28年11月14日から平成29年5月17日まで
4 監査の方法
監査に当たっては、財務事務が適正に執行されているかどうか、並びに市の事務が法規的、経済的、効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した(財政援助団体等の監査に当たっては、出納及び出納に関連した事務が適正に執行されているかどうか、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。)。
5 監査の結果
おおむね適正に処理されていた。

広島市監査公表第10号

平成29年6月13日

広島市監査委員 佐伯克彦
同 井上周子
同 米津欣子
同 八軒幹夫

定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果公表

地方自治法第199条第2項、第4項及び第7項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

- 1 監査の対象
道路交通局 道路部 道路計画課
道路課
街路課
区役所 (中,西,安佐北)
市民部 区政調整課
地域起こし推進課

(中, 東, 南, 西)
 建設部 維持管理課
 地域整備課
 (安佐南, 安佐北, 安芸, 佐伯)
 農林建設部 維持管理課
 地域整備課

広島高速道路公社

2 監査の範囲

平成28年度に属する収入, 支出, 契約等財務に関する事務等

(財政援助団体等にあつては, 出納その他の事務に限る。)

ただし, 必要に応じて過年度の事務も対象とした。

3 監査の期間

平成28年11月22日から平成29年5月17日まで

4 監査の方法

監査に当たっては, 財務事務が適正に執行されているかどうか, 並びに市の事務が合規的, 経済的, 効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し, 抽出により関係書類を検査照合するとともに, 関係職員から説明を聴取した(財政援助団体等の監査に当たっては, 出納及び出納に関連した事務が適正に執行されているかどうか, 抽出により関係書類を検査照合するとともに, 関係職員から説明を聴取した。)

5 監査の結果

おおむね適正に処理されていた。

広島市監査公表第11号

平成29年6月13日

広島市監査委員 佐伯克彦
 同 井上周子
 同 米津欣子
 同 八軒幹夫

定期監査及び行政監査並びに出資団体監査結果公表

地方自治法第199条第2項, 第4項及び第7項の規定により標記の監査を実施したので, 同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

下水道局 経営企画課
 河川防災課
 (旧河川課)
 施設部 計画調整課
 財政局 税務部 市税事務所(中央, 東部,
 西部, 北部)
 税務室(南, 安芸, 佐伯, 安佐北)
 収納対策部 徴収第一課
 徴収第二課
 徴収第三課

徴収第四課

区役所 (中, 東, 南, 西)
 建設部 建築課
 (東, 南, 西)
 建設部 維持管理課
 地域整備課
 (安佐南, 安佐北, 安芸, 佐伯)
 農林建設部 維持管理課
 地域整備課

公益財団法人広島県下水道公社

2 監査の範囲

平成28年度に属する収入, 支出, 契約等財務に関する事務等

(出資団体にあつては, 出納その他の事務に限る。)

ただし, 必要に応じて過年度の事務も対象とした。

3 監査の期間

平成28年11月14日から平成29年5月17日まで

4 監査の方法

監査に当たっては, 財務事務が適正に執行されているかどうか, 並びに市の事務が合規的, 経済的, 効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し, 抽出により関係書類を検査照合するとともに, 関係職員から説明を聴取した(出資団体の監査に当たっては, 出納及び出納に関連した事務が適正に執行されているかどうか, 抽出により関係書類を検査照合するとともに, 関係職員から説明を聴取した。)

5 監査の結果

おおむね適正に処理されていた。

広島市監査公表第12号

平成29年6月13日

広島市監査委員 佐伯克彦
 同 井上周子
 同 米津欣子
 同 八軒幹夫

定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果公表

地方自治法第199条第2項, 第4項及び第7項の規定により標記の監査を実施したので, 同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

消防局 総務課
 施設課
 消防署 (中, 東, 南, 西, 安佐南,
 安佐北, 安芸, 佐伯)
 水上出張所
 出張所(14か所)
 一般財団法人広島市都市整備公社

2 監査の範囲

平成28年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等

(財政援助団体等にあつては、出納その他の事務に限る。)ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

3 監査の期間

平成29年1月16日から同年5月17日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務が適正に執行されているかどうか、並びに市の事務が合規的、経済的、効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した(財政援助団体等の監査に当たっては、出納及び出納に関連した事務が適正に執行されているかどうか、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。)

5 監査の結果

おおむね適正に処理されていた。

広島市監査公表第13号

平成29年6月13日

広島市監査委員 佐伯克彦
同 井上周子
同 米津欣子
同 八軒幹夫

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

教育委員会 事務局 青少年育成部 育成課
放課後対策課

(教育機関) 幼稚園(7園)
小学校(25校)
中学校(15校)
高等学校(2校)

区役所 (中, 東, 南, 西, 安佐南, 安佐北, 安芸, 佐伯)

市民部 区政調整課
地域起こし推進課
児童館(8館)

(注) 小学校(25校)及び中学校(15校)のうち各1校については直前通知型定期監査を実施した。

2 監査の範囲

平成28年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

3 監査の期間

平成28年11月10日から平成29年5月17日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務が適正に執行されているかどうか、並びに市の事務が合規的、経済的、効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

おおむね適正に処理されていた。

広島市監査公表第14号

平成29年6月13日

広島市監査委員 佐伯克彦
同 井上周子
同 米津欣子
同 八軒幹夫

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

固定資産評価審査委員会

2 監査の範囲

平成28年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等

3 監査の期間

平成29年2月16日から同年5月17日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務が適正に執行されているかどうか、並びに市の事務が合規的、経済的、効率的及び有効的に執行されているかどうかを主眼として実施し、抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

適正に処理されていた。

広島市監査公表第15号

平成29年6月13日

広島市監査委員 佐伯克彦
同 井上周子
同 米津欣子
同 八軒幹夫

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により標記の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

- 1 監査の対象
- 都市整備局 青崎地区区画整理事務所
 - 復興工事事務所
 - 西風新都整備部
 - 緑化推進部 公園整備課
 - 住宅部 住宅整備課
 - 道路交通局 道路部 街路課
 - 都市交通部
 - 下水道局 管理部 維持課
 - 水資源再生センター（千田、江波、旭町、西部）
 - 施設部 管路課
 - 施設課
 - 水道局 技術部 施設課
 - 管路設計課
 - 管路工事課
 - 管理事務所（中部、東部、西部、北部）

2 監査の範囲
平成28年度に属する契約金額が100万円以上の工事、工事に関連する委託業務及び施設の維持管理業務

3 監査の期間
平成28年11月16日から平成29年5月17日まで

4 監査の方法
監査に当たっては、工事の設計、積算、契約、施工等並びに委託業務の内容及び積算等が、関係法令等に基づき適正に行われているかどうか、また、経済的、効率的及び有効的に行われているかどうかを主眼として実施し、抽出により関係書類の審査及び実地監査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。
特に工事の施工状況を的確に確認しているかどうかについて、より詳細に実地監査を行った。

5 監査の結果
おおむね適正に処理されていた。

職員共済組合公告

広職共公告第4号
平成29年6月15日

広島市職員共済組合定款第5条及び第36条の規定により、平成28年度決算の要旨を次のとおり公告する。

広島市職員共済組合
理事長 及川 享

1 短期経理
貸借対照表の要旨
平成29年3月31日現在

借方	金額	貸方	金額
----	----	----	----

流動資産	百万円 2,148	流動負債	百万円 39
		固定負債	524
		剰余金	1,585
資産合計	2,148	負債・資本合計	2,148

損益計算書の要旨

自平成28年4月1日
至平成29年3月31日

損失	金額	利益	金額
経常費用	百万円 6,936	経常収益	百万円 6,591
特別損益	3	前年度繰越支払準備金	539
繰入金	8	特別利益	4
次年度繰越支払準備金	524	当期損失金	344
当期利益金	7	合計	7,478
合計	7,478		

2 厚生年金保険経理

貸借対照表の要旨

平成29年3月31日現在

借方	金額	貸方	金額
流動資産	百万円 1,532	流動負債	百万円 1,532
資産合計	1,532	負債・資本合計	1,532

損益計算書の要旨

自平成28年4月1日
至平成29年3月31日

損失	金額	利益	金額
経常費用	百万円 17,606	経常収益	百万円 17,606
合計	17,606	合計	17,606

3 退職等年金経理

貸借対照表の要旨

平成29年3月31日現在

借方	金額	貸方	金額
流動資産	百万円 107	流動負債	百万円 107
資産合計	107	負債・資本合計	107

損益計算書の要旨

自平成28年4月1日
至平成29年3月31日

損失	金額	利益	金額
経常費用	百万円 1,169	経常収益	百万円 1,169
合計	1,169	合計	1,169

4 経過的長期経理

貸借対照表の要旨

平成29年3月31日現在

借方	金額	貸方	金額
流動資産	百万円 1	流動負債	百万円 1
資産合計	1	負債・資本合計	1

損益計算書の要旨

自平成28年4月1日

至平成29年3月31日

損失	金額	利益	金額
経常費用	百万円 135	経常収益	百万円 135
合計	135	合計	135

5 経過的長期預託金管理経理

貸借対照表の要旨

平成29年3月31日現在

借方	金額	貸方	金額
流動資産	百万円 28	固定負債	百万円 2,048
固定資産	2,020		
資産合計	2,048	負債・資本合計	2,048

損益計算書の要旨

自平成28年4月1日

至平成29年3月31日

損失	金額	利益	金額
経常費用	百万円 63	経常収益	百万円 63
合計	63	合計	63

6 業務経理

貸借対照表の要旨

平成29年3月31日現在

借方	金額	貸方	金額
流動資産	百万円 21	流動負債	百万円 12
固定資産	0	剰余金	9
資産合計	21	負債・資本合計	21

損益計算書の要旨

自平成28年4月1日

至平成29年3月31日

損失	金額	利益	金額
経常費用	百万円 77	経常収益	百万円 71
特別損失	0	繰入金	7
当期利益金	1		
合計	78	合計	78

7 保健経理

貸借対照表の要旨

平成29年3月31日現在

借方	金額	貸方	金額
流動資産	百万円 644	流動負債	百万円 77
固定資産	2	剰余金	569
資産合計	646	負債・資本合計	646

損益計算書の要旨

自平成28年4月1日

至平成29年3月31日

損失	金額	利益	金額
経常費用	百万円 340	経常収益	百万円 333
		特別利益	3
		当期損失金	4
合計	340	合計	340

8 貸付経理

貸借対照表の要旨

平成29年3月31日現在

借方	金額	貸方	金額
流動資産	百万円 182	流動負債	百万円 7
固定資産	3,776	固定負債	2,020
		剰余金	1,931
資産合計	3,958	負債・資本合計	3,958

損益計算書の要旨

自平成28年4月1日

至平成29年3月31日

損失	金額	利益	金額
経常費用	百万円 84	経常収益	百万円 107
特別損失	0		
当期利益金	23		
合計	107	合計	107